

第6 公社等改革に基づく公益法人の解散・統合について

1 解散時の会計処理について

宮崎県公社等改革指針（平成16年3月）に基づき、複数の公益法人が解散した。その際の残余財産の確定処理及び受入法人の受入処理について検討を行った。なお、解散となった法人の一覧は以下のとおりである（他の財団等と統合したものを除く。）。

法人名	解散年月	残余財産金額等	残余財産の寄附先等
(財)宮崎県青少年 研修協会	平成17年3月 31日	438千円	宮崎県 438千円
(財)みやざき 21 世紀戦略推進財団	平成17年3月 31日	1,084,176千円 (清算事務費控除 前)	宮崎県産業支援財団 76,514千円、清算事 務費320千円、 宮崎県 1,007,283千 円
(財)みやざき長寿 社会推進機構	平成18年7月 11日	441,212千円(清 算事務費控除後)	社会福祉法人宮崎 県社会福祉協議会 441,212千円
(財)宮崎県消費者 協会	平成18年3月 31日	収支差額41千円	宮崎県への返還す る
		基本財産680千円 (清算事務費控除 前)	清算事務費に充当 する
(財)宮崎県社会福 祉基金	平成18年1月 4日(3月31 日清算終了)	1,256,300千円 (清算事務費控除 後)	宮崎県社会福祉協 議会 1,256,300千円
(財)宮崎県漁業振 興基金	平成18年8月	503,888千円	財団法人宮崎県水 産振興協会 503,888 千円
(財)宮崎県人権啓 発協会	平成19年3月 31日	3,6900千円(清算 事務費控除前)	市町村 1,060千円、 宮崎県 2,630千円

(1) 財団法人宮崎県漁業振興基金（平成 18 年 8 月解散）

財団法人宮崎県水産振興協会（以下、「水産協会」とする）は平成 18 年 11 月に財団法人宮崎県漁業振興基金（以下「漁業基金」とする）が解散した後、当法人から残余財産の寄附を受け、業務の引き継ぎに伴う漁業振興総合対策を実施している。この漁業振興総合対策事業では、漁業基金からの寄附金を財源として、宮崎県漁業協同組合連合会が行う水産関係団体の組織の強化、漁業の担い手育成にかかる事業及び漁業者による操業の効率化にかかる事業の経費について、補助を行っている。

ア 引き継いだ事業の概要と平成 18 年度の事業実施金額

(ア) 水産関係団体組織強化事業

宮崎県漁業協同組合連合会が漁業経営、漁家経済向上のために行った宮崎県漁協販売事業改革検討協議会運営に要する経費に対する補助を行った。

補助額：500 千円

(イ) 漁業担い手対策事業

宮崎県漁業協同組合連合会が漁業担い手育成確保のために行った青壮年部並びに女性部連絡協議会活動等に要する補助を行った。

補助額：296 千円

(ウ) 漁業振興緊急対策事業

燃油価格の高騰など漁業環境の急激な変化に対応するために漁業者が行うグループ操業による効率化事業に要する経費に対する補助を宮崎県漁業協同組合連合会に対して行った。

補助額：443,309 千円

なお、ここで解散した漁業基金の寄附行為（一般の会社でいう「定款」に当る。）の一部を参考として掲載する。

(目的)

寄附行為 第 3 条 この法人は、水産業に係る社会的経済的基盤の整備開発事業を推進し、もって時代の要請に即応した水産業の形成を図り、併せて地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

寄附行為 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 漁業振興対策事業
- ② 漁場環境保全対策事業
- ③ 水産団体組織強化事業
- ④ 教育啓蒙指導事業
- ⑤ その他前条の目的を達成するために必要な事業

(解散及び残余財産の処分)

寄附行為 第29条 この法人は、民法第68条第1項、第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意の得、宮崎県知事の許可があったとき解散する。

2. 解散のとき存する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、宮崎県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

イ 解散及び残余財産の処分の規定趣旨について

漁業基金の寄附行為29条で(解散及び残余財産の処分)が規定されていたが、その趣旨は次のとおりである。

営利法人の株主・社員は、法人を解散する場合における残余財産に対して分配請求権を有するが、公益法人においては、原則として、財産を拠出した出損者や会員は、法人を解散する場合において、残余財産を分配されることはなく、類似の団体にその残余財産を引き継がせて公益法人の設立者や寄附者の意思を受け継いで公益事業の継続ができるように配慮されている。

つまり、公益法人を解散する場合の残余財産の帰属については、民法72条において定款又は寄附行為で指定したものに帰属するとし、定款又は寄附行為で権利の帰属の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあっては総会の決議を要する。

ウ 残余財産の受け入れに係る会計処理等

残余財産の受け入れに係る実際の会計処理及び事実関係は以下のとおりである。

(7) 会計処理

平成 18 年度正味財産増減計算書の計上金額は以下のとおりである。

受取寄附金 503,888 千円（漁業基金の解散により受入）

支払補助金 444,105 千円（宮崎県漁業協同組合連合会へ）

受入寄附金は基本財産には組み入れず、つまり事業資金として会計処理している。
また当該事業に係る特別会計は設定されていない。

(イ) 事実関係の整理

漁業基金の解散により受け入れた残余財産は 503,888 千円であり、同事業年度内に引き継ぎ事業として補助金 444,105 千円（残余財産のうち 88%）の支払いを宮崎県漁業協同組合連合会に対して行った。そして、管理費 300 千円を差し引いた後の残額は、59,483 千円である。

残余財産のうち、漁業基金で計上されていた基本金は 500,000 千円で宮崎県が約 32%（162,000 千円）、市町が約 11%、残る約 57%を漁業関係団体が出損していた。

受入時の会計処理で、基本財産には組み入れていないため、宮崎県の出損金は 162,000 千円のうち約 142,560 千円（88%）が補助金として 1 事業年度で支出されたことになる。

エ 予算計上及び補助金の支払いについて

当該支出補助金の予算への計上及び支払いについて、包括外部監査人は宮崎県に以下の質問を行い、回答を得た。

質問 1： 予算に従い処理されているか、また補正予算を組んであるのか。

回答 1： 平成 18 年 10 月 27 日の平成 18 年度第 3 回理事会で補正予算に組まれている。

質問 2： 平成 19 年 3 月 31 日時点で宮崎県漁業協同組合連合会へ支払いがされているのか。

回答 2： (ア)及び(イ)については、支払い済みである。(ウ)については、支払はされていない。（* (ア)～(ウ)の番号は「ア 引き継いだ事業の概要」に記載した事業を指す。以下同じ。）

質問 3： (ウ)について、支払いがされていない場合はその理由と実際の支払日はいつか。

回答 3： 支払っていない理由は、(ウ)については、ある程度の実績を確認してから、支払うことになるが、宮崎県漁業協同組合連合会からその実績の取りまとめ、報告が遅れ、確認できなかったためである。実際の支払日は平成 19 年 11 月であった。

質問4： 上記(ウ)の補助金について、宮崎県漁業協同組合連合会から漁業従事者への実際の支払日はいつか。

回答4： 平成19年11月であった。

質問5： 補助金事業として計上されている金額は大きい。その財源の大部分は財団法人宮崎県漁業振興基金の解散により受け入れたものであるが、この事業支出は宮崎県としては妥当と考えるか。また、妥当と考える場合はその根拠は何か。

回答5： 近年の魚価の低迷、燃油価格高騰等により漁業経営環境が厳しくなっており、経営改革を早急に進める必要があるとし、財団法人宮崎県水産振興協会が、漁業のグループ操業による操業の効率化事業を緊急に実施すること、併せて重要な課題である水産団体の組織強化事業及び担い手対策事業等を実施することとしたものである。

これらの事業は、同協会の寄附行為に合致し、漁業者の経営の改善につながるものとして理事会の承認を得て実施されたものであり、宮崎県としては本事業支出は妥当なものとする。

オ 当該取引について検討すべき論点について

法人は、公益法人であれ、営利法人であれ権利義務の主体としてそれぞれ事業を営みながら将来永きにわたって維持・存続して事業を継続していかなければならないものである。そこで類似の団体にその残余財産を引き継がせて公益法人の設立者や寄附者の意思を受け継いで公益事業の継続ができるように配慮されている。この場合、公益法人の設立者や寄附者の意思に合致するか、つまり寄附行為に合致するのかが検討の1点目である。つぎに公益事業が継続的に続けられるかが検討の2点目となる。

カ 宮崎県の回答についての検討

(ア) 支出目的が寄附行為に合致するかについて

公益法人は、定款又は寄附行為に定められた事業以外の事業は行ってはならないものとされている。目的以外の事業を行った場合は、設立の許可の取り消しの原因になる（民法第71条）。

漁業振興緊急対策事業として、燃油価格の高騰など漁業環境の急激な変化に対応するために漁業者が行うグループ操業による効率化事業に要する経費に対する補助を宮崎県漁業協同組合連合会に対して行った。当該事業について、寄附行為では「その他前条の目的を達成するために必要な事業があるため」とあり、目的から外れるもの

ではない。

(イ) 当該支出が事業の継続性を阻害していないかどうかについて

公益法人とは、民法の定め「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益に関する社団又は財団にして営利を目的とせざるものは主務官庁の許可を得て之を法人となす事を得」（民法第34条）により設立された社団法人、財団法人である。

公益法人は「公益に関する事業を行い営利を目的としない法人」とし、営利法人とは区別される。

「公益に関する事業」とは、社会における不特定多数の者の利益の実現を目的とするものと解されており、特定の者あるいは特定のグループのための利益（共益的な目的）に対する概念であるとされている。

「営利を目的としない」とは、営利法人が行う営利活動の結果、得た利益をその構成員のために分配することを禁じたことを意味し、役員、会員、寄附者等に法人の利益を分配したり、財産を還元したりしないことをいう。

法人は、公益法人であれ、営利法人であれ権利義務の主体としてそれぞれ事業を営みながら将来永きにわたって維持・存続して事業を継続していかなければならないものである。そのためには財政的な安定を図っていかなければならないことはいうまでもない。

この点、解散時の漁業基金の議事録では以下のように記載されている。

漁業基金の議事録（全部）

「本基金としましては、昭和58年6月の設立以来、基金利息により事業を継続実施してきましたが、バブル崩壊以降長引く低金利政策により、効果的な補助事業ができる運用益を確保できず年々事業規模が縮小し続けております。一方、漁業を取り巻く厳しい状況の中で漁業の存続を図るためには、国の事業に加え迅速かつ本県漁業の状況に即した効果的な対策の実施が必要であると考えます。

しかしながら、県・市長並びに関係団体も財政難に苦しんでおり、新規事業の構築は難しいものがあります。このため、本基金の有効利用を図る観点から基金を解散し、本基金と類似の目的を有する団体（当時の財団法人宮崎県栽培漁業協会を想定）に基本財産を寄附した上で、グループ操業による効率化事業や水産団体組織強化並びに後継者対策等に重点を置いた振興事業を実施することにより、本県漁業の存続並びに今後の発展を図るべきであると考えております。」

包括外部監査人の意見

- 1 受取寄附金 503,988 千円のうち、500,000 千円は基本財産として積み立てるべきである。それは法的に強制されているわけではないが、それが寄附者の意図として、本来行うべき処理である。仮に取り崩しての事業支出が必要であれば、基本財産の取崩として処理すべきであると考え。

この点、宮崎県の見解では、「理事会の承認を得て実施されたものであり妥当である」としているが、受け入れた寄附金の財源が運用財産の場合は頷ける。しかし、解散法人の基本財産は、宮崎県が漁業基金の寄附行為 4 条に掲げる目的をもって事業を行うために当初寄附したものであり、それを維持する意思で基本財産として積み立てたものである。よって残余財産の処分に当たり、「この法人と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。」とあるわけだから、残余財産のうち基本財産に当たるものは、当然、事業を承継する公益法人においても基本財産として積み立てるべきである。仮にそれを事業資金の財源として支出する場合には「事業を継続するためには」基本財産の取崩として宮崎県知事の許可が必要と見るべきである。何故なら、解散法人においては、その設立から解散事業年度に至るまで、基本財産を取り崩す必要がある場合には、主務官庁である宮崎県の許可を必要としていた。解散事業年度に基本財産として残高がある以上、その残高は当然基本財産として引き継がれるべきである。厳しい管理下に置かれてきた基本財産を、解散法人から受け継いだ当財団が、受け入れ事業年度に宮崎県の許可という手続きを経ることなしに財団独自で処分できるのであれば、「基本財産の処分」の取扱に不平等が生じると考えるからである。

また、他の法人においては残余財産受入後、基金計上している例が 2 法人ある。寄附時点で指定はしていないが（本来は指定すべきである）が自主的に基金に積み立てており、結果的にその目的は達成されていると解している。

参考として振興協会の寄附行為の一部及び他の 2 法人の残余財産受入時の会計処理を示す。

(参考 1)

(振興協会寄附行為)

- 第 6 条 協会の資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(参考2)

以下の2法人の残余財産の受入時の処理について、包括外部監査人は宮崎県及び各法人に以下の質問を行い、回答を得た。

(1) 財団法人みやざき長寿社会推進機構(平成18年7月11日解散)

質問1: 解散時に社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会へ寄附441,212,095円をしているが、宮崎県は基本金とすることを指定したのか。

回答1: 指定していない。

質問2: 寄附金を受ける側の社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は受入時に基本金に計上する処理を行っているか。また基本金としている場合には、何号基本金としているか。

回答2: 基本金に計上する処理は行っていない。基金として計上した。

(2) 財団法人宮崎県社会福祉基金(平成18年3月31日清算終了)

質問1: 解散時に社会福祉法人宮崎県社会福祉基金へ寄附1,256,300,153円をしているが、宮崎県は基本金とすることを指定したのか。

回答1: 指定していない。

質問2: 寄附金を受ける側の社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は受入時に基本金に計上する処理を行っているか。また基本金としている場合には、何号基本金としているか。

回答2: 基本金に計上する処理は行っていない。基金として計上した。

2 寄附行為を規定する際の検討事項について

宮崎県が出捐している団体については、その時代の公益目的で設立される場合が多い。行政型である。具体的に公益とは、当該公益法人の定款又は寄附行為に定めた事業を意味するが、公益の内容は、時代とともに変化する。したがって、当該公益法人が定款又は寄附行為において定めている事業が、現状においては公益性が高いとはまではない場合も生じてきている。定款において、解散するに当たっての残余財産の寄附先として、宮崎県も選択肢の一つとする旨の記載が必要と考える。

財団法人みやざき21世紀戦略推進財団が解散するに際し、残余財産を類似の目的を持つ団体のほか、宮崎県にも寄附することができるように寄附行為の変更を行っているが、これがその例である。

(2) 財団法人宮崎県消費者協会 (平成 18 年 3 月 31 日解散)

包括外部監査人の意見

- 1 事業収入は 100%宮崎県からの委託料収入である。そして、下記記載の一般会計における次期繰越収支差額のとおり、每期収支差額が発生していた。それは毎期運転資金残高があった事を意味するのであるが、その残高は財産目録に記載されていなかった。また、それに対する監事監査も行われていなかった。

そして、解散に伴い平成 17 年度に 41 千円、宮崎県に返金されているが、この金額は単式簿記により計算された金額である。

(単位：千円)

(一般会計)	次期繰越収支差額
平成 1 3 度	303
平成 1 4 度	714
平成 1 5 度	283
平成 1 6 度	273
平成 1 7 度	0

- 2 寄附行為に定める (予算及び決算) の手続きを遵守していない点について

当該法人の寄附行為の 10 条では以下のように定められている。

(予算及び決算)

寄附行為 第 10 条 収支予算は、年度終了後 2 箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

平成 13 年度から平成 17 年度までの監査意見書では財産目録を監査対象としているが、作成されている財産目録の記載は基本財産のみについてなされ、網羅性が無い。

- 3 日常の会計処理が不十分について

例年 5 月に行われていた理事会で行われている決算の承認では、収支計算書のみ対象としており、以下の①～③の計算書類は作成されていなかった。また、宮崎県も作成するように指導していなかった。

- ①貸借対照表
- ②正味財産増減計算書
- ③財産目録 (すべての資産負債を網羅したもの)

さらに例年、監事の監査意見書では上記3つの計算書類を監査対象としておらず、また監査対象にするように宮崎県も指導していなかった。

(3) 社団法人宮崎県畜産会

平成18年10月1日付で、社団法人宮崎県畜産会が存続法人となり、社団法人宮崎県畜産協会、社団法人宮崎県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人宮崎県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人宮崎県養豚協会の4法人が社団法人宮崎県畜産協会として統合された。統合に際して消滅する3法人の基本財産、資産、業務・事業予算、職員等は存続法人に現状のまま承継される形をとっている。統合に際しての基本財産は、存続法人に引き継がれており、特に指摘すべき事項はない。

(4) 財団法人みやざき21世紀戦略推進財団（平成17年3月解散）

ア 解散事業年度までの事業内容

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (解散年度)
基本財産 運用収入	2,777	1,112	1,615	1,676	2,817	2,005	3,109
補助金等 収入	5,533	8,144	6,045	11,024	11,643	13,784	0
受取利息	451	182	1,417	2,128	2,491	1,688	1,534
雑収入	0	0	0	0	0	3	3,428
特定預金 取崩収入	0	0	21,353	73,629	63,129	81,519	44,377
前期繰越 収支差額	1,772	1,442	62	14,398	10,872	3,274	4,683
合計	10,533	10,881	30,493	102,855	90,953	102,273	57,131
管理費	2,489	2,587	3,294	3,142	3,024	1,556	1,220
委託料	0	0	2,500	16,726	6,533	7,558	0
負担金・ 交付金	990	639	5,153	50,019	58,734	70,817	47,787
その他	5,429	7,593	5,148	22,096	19,388	17,658	857

次期繰越 収支差額	1,625	62	14,398	10,872	3,274	4,683	7,266
合計	10,533	10,881	30,493	102,855	90,953	102,273	57,131

当財団は、平成3年に設立され、寄附行為に定める目的は、イベントの企画、誘致及び開催並びにその支援、地域活性化プロジェクト推進のための調査、研究支援である。

設立当初から、地域活性化に資するイベント、啓発事業及び調査研究に対して、負担金・交付金を支出することにより支援を行ってきたが、平成12年度からは「花とみどりの宮崎づくり推進基金事業」、平成13年度からは「国際戦略推進基金事業」、「戦略的地域科学技術振興基金事業」を新たに実施したことにより、特定預金を取り崩しての負担金・交付金支出が急増した。

平成16年度年度と、平成15年度の負担金・交付金の支出先は以下のとおりである。

(平成13年度以前の各事業年度については、書類破棄のため不明との事である。)

		支出先	金額(単位:千円)	
平成15年度	花とみどりの宮崎 づくり推進基金事 業	モデル小中学校	7,290	
		チャレンジ・サ・ガーデンングコンテスト 実施事務局	3,000	
		花とみどりのみやざきづくりコンクール実 施事務局	1,823	
		都城高校	1,018	
		田野町商工会	1,000	
		幼稚園	1,000	
		保育園	971	
		その他	9,980	
		戦略的地域科学技 術振興基金事業	南九州大学	8,100
	宮崎大学工学部		8,700	
	宮崎医科大学		9,600	
	宮崎大学農学部		7,550	
	調査研究及び啓発 事業	宮崎大学生涯学習教育センター	300	
		椎葉平家まつり実行委員会	300	
		その他3件	896	
	国際戦略推進振興 基金		9,289	
	合 計			70,817
	平成16年度	花とみどりの宮崎	モデル小中学校	7,300

づくり推進基金事業	チャレンジ・ザ・ガーデニングコンテスト 実施事務局	3,000
	花とみどりのみやざきづくりコンクール実 施事務局	1,589
	幼稚園	1,000
	保育園	1,000
	高鍋町商店街連合会	905
	その他	7,728
	戦略的地域科学技 術振興基金事業	宮崎大学工学部
宮崎医科大学		5,315
宮崎大学農学部		6,550
九州保健福祉大学		3,500
宮崎大学地域共同研究センター		4,500
都城高専		1,500
その他		1,000
合 計		47,787

負担金・交付金の支出先をみると、特に問題となることは無い。

平成16年度（解散事業年度）の貸借対照表は、以下のとおりである。

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産		流動負債	
普通預金	200,812	未払金	1,680
固定資産		正味財産	
基本財産	621,391	正味財産	1,084,650
国 債	99,000	(うち基本金)	(621,391)
定期預金	165,127		
合 計	1,086,330	合 計	1,086,330

資産から負債を控除した正味財産 1,084,650 千円から清算事務費 320 千円を控除し、利息収入 5,068 千円を受け入れた後の金額 1,089,398 千円は、宮崎県への寄附金 1,012,884 千円、財団法人宮崎県産業支援財団への寄附金 76,514 千円として処理されている。

イ 宮崎県への寄附金 1,012,884 千円の受け入れ処理について

寄附を受け取ったときは、一般会計歳入の「寄附金収入」で受けた。当初予算編成後に寄付を受けても、補正予算等に対応できるから問題はない。

ウ 財団法人宮崎県産業支援財団への寄附金 76,514 千円の受け入れ処理について

(1) 財団法人みやざき 21 世紀戦略推進財団の解散時の財産区分

区 分		金額 (単位：千円)
基本財産	一般会計	400,000
	食と緑博覧会	221,391
	小計	621,391
運用財産	一般会計	100,000
	国際戦略推進基金	118,104
	花と緑の宮崎づくり推進基金	161,375
	戦略的地域科学技術振興基金	76,514
	小計	455,993
合 計		1,077,384

エ 財団法人宮崎県産業支援財団への寄附金は、同じ事業を実施しているという理由から、運用財産のうち、戦略的地域科学技術振興基金 76,514 千円が寄附された。

オ 財団法人産業支援財団の寄附金受け入れた後の処理について

(ア) 「戦略的地域科学技術振興事業特別会計」で全額受け入れる。

年 度		金額 (単位：千円)
平成 17 年度	寄附金の受け入れ	76,514
	事業に使用	△37,920
平成 18 年度	事業に使用	△27,566
	特定資産 (基金) 残高	11,028

(イ) 財団法人みやざき 21 世紀戦略推進財団の解散事業年度の正味財産構成内容をみると、基本財産部分について宮崎県に寄附されて、財団法人宮崎県産業支援財団が受け入れた 76,514 千円は、その原資は運用財産である。そして、同じような事業を行う目的で寄附されたものであるから、事業に使用することは問題ない。またその金額も財団法人みやざき 21 世紀戦略推進財団の解散前 4 事業年度の負担金・交付金使用額と比較しても問題になる金額ではない。

カ 財団法人みやざき 21 世紀戦略推進財団の解散に伴う寄附金の支出及びその受入先である財団法人宮崎県産業支援財団の受入処理について、問題になる事項は無い。

第 7 公益法人の会計処理等について

1 財団法人宮崎県水産振興協会

(1) 基本財産について

基本財産は、財団法人における公益事業活動を行うための基本となる財産である。財団法人は、一定の財産を中心として設立された法人であるため、基本財産の維持存続は重要となっている。

また、本来基本財産の運用果実をもって公益事業活動を行うことが前提となっており、基本財産額が大きく変動するような運用は認められず、運用先は安全確実なものに限られている。

基本財産は原則的には取り崩しはできない。しかし、どうしても必要な場合には理事会の承認並びに主務官庁の承認を経てこれを行う。

基本財産の管理運用は、上記の意義を受け、①安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるもの、②固定資産として常識的な運用益が得られるもの、この要件を満たす必要がある。具体的な例としては定期預金、公社債等が考えられる。

(2) 基本財産として保有するユーロ円債について

財団法人宮崎県水産振興協会（以下、水産振興協会）の運用している基本財産の一部について以下のものがある。

平成 18 年度事業報告書 基金運用状況より

運用の種類	預け日	金額	利率	備考
ユーロ円債 (A とする)	平成 18 年 4 月 20 日	100,000 千 円	6.1%	
ユーロ円債 (B とする)	平成 17 年 7 月 20 日	50,000 千円	4%	為替変動

この点について、包括外部監査人は当財団に対し、以下の質問を行い、回答を得た。

質問： 外貨建債券を購入しているが、こちらは元本割れのリスクはあるのではないか。

リスクがある場合、水産振興協会の基本財産としては原則として望ましくないと思うが、その点は行政監査でどのように指導されたのか。

回答： 元本割のリスクはない。（購入している債券は、外貨建てでなく、円建てである。）

この点、当財団は元本割れのリスクはないと認識しているようであるが、包括外部監査人が目論見書を確認したところ、両債券ともに以下の記載があった。

- ① 信用リスク 通常の債券と同様、発行体の債務不履行リスクが存在します。発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価（格付機関による格付等）の変化等により、本社債の価値が影響を受ける場合があります。
- ② 流動性リスク 本債券の流通市場は確立されておきませんので流動性が低い債券です。ご売却を希望されている場合は、ご売却できないか、又はご売却できたとしても当初の投資額を下回る可能性があります。
- ③ 金利リスク 金利の水準によっては利率が0.00%になることもあります。

以上のことから、もちろん元本割れのリスクはあり、さらに重要なことは長期にわたり現金化できないリスクがあることも判明した。現金化できないということは、いざというときに基本財産の取り崩しがおこなえないということである。両債券それぞれについて、さらに概要を細かく見てみると以下のとおりである。

(3) 債券の概要について

ア ユーロ債券 (A) について

発行体 ドイツ復興金融公庫（ドイツ連邦共和国による保証あり）

償還期限 2026年3月19日（20年）

当初11ヶ月 6.1%

以降19年間 前回利率+0.4%－6ヶ月円LIBOR×2

最高利率 前回利率+0.4%

最低利率 0.00%

コール日 発行後1年11ヶ月経過時点の利払い日

コール条項 累積利金額が早期償還トリガーレベル以上に到達した場合、到達した時点のコール日において発行体は額面の100%で早期償還いたします。

早期償還トリガーレベル：JPY4,565千円（額面5,000万円の9.13%）

これを概略すると以下のとおりである。

最初の11ヶ月は最高利率6.1%で利息がもらえる。金額では約2,796千円(50,000千円×6.1%×11/12)

しかし、残り19年間においては、累計1,749千円を限度としてしか利息を支払わない。なぜなら、コール・オプションがついているためである。計算式：4,565千円－2,796千円＝1,769千円

その金額に達した時点で、発行体のコール・オプション行使により(つまり発行体の意思、一方的に)早期償還を行う。逆に、達しない場合には残り19年間償還されず、また流動性が低いため市場売却も難しい。

つまり、どうなるかはLIBOR(LONDON INTERBANK OFFERED RATE)次第としか言いようがない。最良と最悪のシナリオは以下のとおりである。

(最良) 年利6.1%超の利率で基本財産運用益を得ることができる。しかし累計利息額が4,565千円に達した時点で発行体の選択により早期償還される。

(最悪) 当初11ヶ月年利6.1%の収入を得ることはできるが、それ以後年利0%の利率で基本財産運用益を一切得ることができず、残存償還期間にわたり基本財産の取り崩しすらできない。

イ ユーロ債券(B)について

発行体 ドイツ復興金融公庫(ドイツ連邦共和国による保証あり)

償還期限 2035年7月19日(30年)

当初1年間 JPY4.00%(JPY2,000,000)

以降29年間 AUD24.00%×FX÷換算為替—JDY20.0%

最高利率 JPY4.00%

最低利率 0.00%

コール条件付

コール条項：累積利金額が早期償還トリガーレベル以上に到達した場合、到達した時点のコール日において発行体は額面の100%で償還いたします。

早期償還トリガーレベル JPY6,000,000

これを概略すると以下のとおりである。

最初の11ヶ月は最高利率の4%で利息がもらえる。金額では約2,000千円(5,000千円×4%)。

しかし、残り29年間においては、累計4,000千円を限度としてしか利息を支払わない。なぜなら、コール・オプションがついているためである。(6,000千円－2,000千円＝4,000千円)

その金額に達した時点で、発行体のコール・オプション行使により(つまり発行体

の意思、一方的に) 早期償還を行う。逆に、達しない場合にはのこり 29 年間償還されず、また流動性が低いため市場売却も難しい。

つまり、どうなるかは FX (FOREIGN EXCHANGE) 次第である。最良と最悪のシナリオは以下のとおりである。

(最良) 年利 4% 超の利率で基本財産運用益を得ることができる。しかし累計利息額が 6,000 千円に達した時点で発行体の選択により早期償還される。

(最悪) 当初 11 ヶ月年利 4.0% の収入を得ることはできるが、それ以後年利 0% の利率で基本財産運用益を得ることができず、残存償還期間にわたり基本財産の取り崩しすらできない。

包括外部監査人の意見

経済知識が十分であれば投資の商品としては魅力的ではあるが、公益法人の基本財産としては安定性に欠け、その運用及び流動性について予見的な判断の必要な投資先であり、基本財産の運用としては十分な検討が必要と考える。

その最たる理由は、基本財産、それ自体の流動性を下げる点である。基本財産収入が十分に得られない場合に、基本財産を取り崩して運営していくことが難しくなる。また 2 つめとして、基本財産収入の安定的な確保が難しくなる。LIBOR、FX 次第で利率が変わり、その変動が大きい。指標がマイナスになれば、利率は 0% になる可能性がある。

基本財産の運用にあたっては、国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に留意し、目論見書を確認の上、運用先を検討すべきである。

2 社団法人宮崎県労働者福祉団体中央会 (16% 出資分)

監査対象として平成 13 年度から平成 18 年度の計算書類及び法人税の申告書を閲覧した。

(1) 一般会計について

旧公益法人会計基準 (指導監督基準) では作成すべき計算書類として (収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録) の 4 つを掲げているが、当法人は正味財産増減計算書を作成していなかった。また平成 18 年度でも新公益法人会計基準に移行しておらず、正味財産増減計算書は未作成である。

また収支計算書を作成しているが、固定資産除却損や減価償却費など収支科目でないものが計上されており、基準の規定している収支計算書とは異なり、正確性に

欠ける。

旧公益法人会計基準においては、収支計算書では資金項目のみが計上され、そこで計算された収支差額を正味財産計算書に持って行き、それに非資金項目を加減算することにより貸借対照表の正味財産の部と結びつく構造になっている。

正味財産増減計算書が作成されず、収支計算書に資金項目以外の項目が計上されていることは、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表が有機的に結びついていず、その計上額が複式簿記の原則に基づき作成されていないことを意味している。

さらに貸方に「基金の部」とあるが、これは毎年、一般会計で収支差額の処分を行い、貸借対照表の貸方に「基金の部」を創設し基金の部を作り、そこに収支差額の処分として積立を行っているものである。旧公益会計基準及び新公益会計基準どちらにおいても、このような独立区分はない。

(2) 駐車場会計

駐車場資産の運用として、駐車場部門の剰余金は次年度の一般会計に繰り入れている。これは、会計単位相互間の内部移動である。この場合、繰出額・繰入額として処理する場合と貸借として取り扱う場合があるが、後者の貸借として処理した場合には、あくまで一時的な処理であり、長期にわたらないことが原則と考える。よって、この場合、複数年にわたる資金のやり取りから見て、繰出額・繰入額として処理するのが実態をあらわすと考える。

その場合の会計処理について、平成13年度から平成16年度までは、若干の表示科目に差異があるものの、結果的に問題は生じないが、平成17、18年度の駐車場会計は以下の会計処理を行うべきである。参考として実際の処理及び適正な会計処理を示す。さらに法人税の申告書では、一般会計への繰出額は当期純利益として課税所得の一部として処理しているが、繰入額として処理すれば、みなし寄付金の規定が適用できることになる。

ア 実際の会計処理

<一般会計>

普通預金 ×× / 負担金収入(収入) ××

<駐車場管理部門>

平成13～16年度

駐車場基金繰入(支出) ×× / 普通預金 ××

平成17～18年度

繰越利益剰余金 ×× / 普通預金 ××

イ 適正な会計処理

<一般会計>

普通預金 ×× / 特別会計からの繰入額 (収入) ××

<駐車場管理部門>

一般会計への繰出額 (支出) ×× / 普通預金 ××

3 財団法人一ツ瀬川スポーツセンター

(1) 財団法人一ツ瀬川スポーツセンター (以下、「スポーツセンター」とする) の概況

新富町大字新田字七俣 2591 番地

平成元年 11 月 18 日設立

総出えん額 15,000 千円 県出えん額 7,000 千円 県出えん比率 46.7%

公社等概要 河川環境の整備を推進するとともに、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の運営に積極的に取り組み、県民の福祉の向上と地域の振興に寄与することを目的として設立された。

事業概要 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営に関する事業
上記事業に付随するレストラン運営、カート等の用品貸し出し及び物品販売等の自主収益事業

(2) 宮崎県企業局 (以下「企業局」とする) との関わりについて

企業局の事業のうち「公営企業の設置等に関する条例」において地域振興事業として規定されているものが、実際はスポーツセンターとの共同事業であり、共同事業となった理由は、「財団でなければ平成元年当時、国からの借入 (NTT-A 型) ができないからという理由である。」条例における規定は以下のとおりである。具体的には、平成 17 年度まではスポーツセンターを管理委託者、平成 18 年度からは指定管理者として委託契約している。

(企業の設置)

第二条 本県の産業経済の振興と住民の福祉の増進を図るため、次に掲げる事業（以下「企業」という。）を設置する。

事業	設置目的
電気事業	治水を図るとともに、水資源を開発して、電力を産業に供給するため。
工業用水道事業	日向臨海工業地区へ工業用水を供給するため。
地域振興事業	地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与するため。

（経営の基本）

第三条 企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 企業の規模等については、次に定めるところによる。

三 地域振興事業

施設の名称、位置及び規模は、次のとおりとする。

名称	位置	規模
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	児湯郡新富町	総面積 約四六ヘクタール（ゴルフコース等）

(3) レクリエーション施設の概況

ア 創立当初の設備投資について

（スポーツセンター）

事業用品 57,667 千円

基盤設備投資 379,357 千円

企業局側

目	節	細節	資産単位	資産名称	単位:千円	取得日
土地	事務所在地			サービスセンター用地	28,457	H2.4.6
建物	鉄筋造	事務所建物	本体	サービスセンター本体	170,316	H2.10.8
			空調		6,310	H2.10.8
			空調		2,926	H2.10.8
			排水・衛生		6,764	H2.10.8
			排水・衛生		3,361	H2.10.8

			給水設備		2,559	H2.10.8
			給水設備		1,255	H2.10.8
			屋外電灯電力設備		27,720	H2.10.8
			消火設備		2,008	H2.10.8
	木造	付属建物		スタート管理詰所	1,834	H2.10.8
構築物		ゴルフコース			177,079	H2.12.10
		〃		ゴルフコース管理道路・歩径路	1,907	H2.8.1
		〃		排水設備	10,569	H2.8.1
		〃		散水設備	23,673	H2.8.1
		駐車場		サービスセンター駐車場	54,766	H2.12.10
		給水設備		サービスセンター構内配水管	2,576	H2.10.29
		排水設備		サービスセンター駐車場排水設備	5,134	H2.10.31
		〃		サービスセンター構内配水管	984	H2.10.29
		〃		町道排水設備	4,772	H2.10.29
		〃		雨水排水設備	8,591	H2.12.12
		〃		雨水排水設備()	1,448	H2.12.12
		雑設備		法面保護工	3,769	H2.12.12
		〃		植樹	2,396	H2.12.10
		〃		カート置場	22,280	H2.12.10
		〃		車どめ設備	939	H2.12.10
		〃		洗車場	509	H2.12.10
		〃		境界杭	154	H2.12.10
		〃		外灯	1,136	H2.10.8
機械装置				電話配管設備	548	H2.10.8
				放送設備	694	H2.10.8
				テレビ設備	660	H2.10.8
				時計設備	2,531	H2.10.8
				浄化装置	23,430	H2.10.8
				浄化槽機械庫	1,613	H2.10.8
				合計額	605,672	

イ スポーツセンター設立時の設備投資に係る会計処理について

上記に示すとおり、スポーツセンターと企業局とが折半して設備投資を行っている。
このうちスポーツセンターについては事業用品及び基盤投資の両設備投資は多額に

のぼるが、固定資産台帳を設けておらず、その明細が明らかにされていない。また、過去にスポーツセンターの行ってきた減価償却の方法・基準については正規の減価償却としての根拠はない。

監査時において再度、原資証憑をあたったところスポーツセンターには保管書類はなかったが、企業局に基盤設備投資関係書類の一部が保管されていた。その内容は以下のとおりである。

基盤設備投資の内訳は以下のものと判明した。

目	節	細節	資産単位	資産名称	単位:千円	取得日
土地		ゴルフ場用地			159,509	H2.2.9
構築物		ゴルフコース			212,287	H1.12.26
		不明			7,561	
					379,357	

このうち土地 159,509 千円は平成 3 年 2 月 26 日付けで宮崎県に無償で返還している。理由は河川敷であるため、当該土地を国の所有とするためである。2 法人間の取引であるため本来、スポーツセンターはこの時点で以下の仕訳を行うべきであったが、行っていない。

(借方) 寄附金 159,509,166 円 (貸方) 基盤設備投資 159,509,166 円

対象となった土地は、約 1 年前の平成 2 年 2 月 9 日にスポーツセンターが購入したばかりであり、経済合理性上は想定しがたい取引である。スポーツセンターが 1 法人として、経済合理性をもって取引を行うのであれば、約 1 年前に売買した金額 159,509 千円で宮崎県に売却すべきであり、その代金をもってスポーツセンターは企業局からの借入金を早期返済すべきであった。またそうすることにより、102 頁の包括外部監査人の意見で後述する消費税分を負担増 7,979 千円が生じることはなかった。

ウ 覚書に基づく企業局の施設取得状況

平成 7 年以降、以下のようにスポーツセンターより企業局が施設の取得をしているが、その支払の根拠は(エ)の覚書があるのみである。なお、覚書に記載され、企業局が負担している総額は、スポーツセンターの設立時の借入金額であり、これは設立時の設備投資に利用された。

(単位:千円)

取得日	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額 (H19.3.31)	目	節		

H7.9.29	5,872	5,872	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H8.3.15	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H8.9.10	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H9.3.7	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H9.9.10	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H10.3.10	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H10.9.10	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H11.3.4	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H11.9.10	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H12.3.7	5,832	5,832	0	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H12.9.11	10,072	9,233	839	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H13.3.8	10,072	8,225	1,847	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H13.9.25	10,072	7,218	2,854	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H14.3.22	10,072	6,211	3,861	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H14.10.11	5,832	2,916	2,916	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H15.3.31	5,832	2,430	3,402	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H15.9.12	5,832	1,847	3,985	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H16.3.26	5,832	1,264	4,568	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H16.9.22	5,832	680	5,152	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H17.3.2	5,832	97	5,735	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
H17.4.1	253,360	0	253,360	無形固定資産	施設利用権	5年	定額法
累計額	387,000	98,481	288,519				

エ 一ツ瀬川開発関連河道整備事業に関する覚書（抜粋）

平成元年 12月 6日

甲 宮崎県 宮崎県企業局長

乙 財団法人 一ツ瀬川県民スポーツセンター

第3条 甲は、乙の事業に要する費用を、予算の範囲内で負担するものとする。

2 前項の費用は、前条による無利子貸付にかかる償還額（前条第2項に掲げる債務保証に係る保証料を含む。）及び地域振興事業貸付にかかる償還額（所定の利息を含む。）に相当する額とする。

(4) 平成17年度における資産取得の経緯

指定管理者制度導入に伴い、共同事業枠組みの解消として資産を一括して取得しているが、その時の資料（文京警察企業常任委員会資料平成17年3月14日）の抜粋は次のとおりである。

「企業局は、これまで、スポーツセンターが施設の整備を行った際に借り入れた資金の年間償還額相当額をスポーツセンターに支払ってきた。平成17年度は、借入金の残高相当額をスポーツセンターに支払って、施設利用権を一括取得し、スポーツセンターが整備した施設を企業局の所有とする。」

この企業局側の会計処理は以下のとおりである。（平成17年度計算書類等より抜粋）

（単位：千円）

	平成17年度期首	増加	減少	平成17年度期末
構築物	353,560	288,519	0	642,079
施設利用権	35,159	253,360	288,519	0

施設利用権については、施設の全部取得により有形固定資産（構築物）へ振り替えている。

上記の表の増減を仕訳で示すと次のとおりである。

（借方）施設利用権 253,360,000円 / （貸方）現金預金 253,360,000円
（債権：無形固定資産）

（借方）構築物 288,518,356円 / （貸方）施設利用権 288,518,356円
（物権：有形固定資産） （債権：無形固定資産）

包括外部監査人の意見

1 宮崎県及びスポーツセンターの会計処理について

平成7年以降宮崎県はスポーツセンターへの支出額を無形固定資産（施設利用権）の購入の支出として会計処理している。そして平成17年度に施設の取得が完了した時点で施設利用権（一部償却後）から、構築物へ振り替えている。一方のスポーツセンターは設備利用収入で当該金額を受け入れ、同額だけ減価償却費を計上している。

上記のような会計処理を行っているが、この処理が正しいのか否かを判定する必要がある。しかし、取引の根拠となる覚書の記載が不明確である。そこで、まずこの取引は、施設利用料の支払いなのか、物権（所有権）の分割購入なのか、債権（利

用権)の分割購入なのかを確定する必要がある。

包括外部監査人は以下の点に着目し、この取引は、物権(所有権)の分割購入とみることができると考え。ちなみに利用権を購入しても、物権では無い以上当該施設を使用・収益することは可能でも、処分する権利を持たないことはいうまでもない。

この点、前述した文教警察企業常任委員会資料に議事録として残っているが、宮崎県の認識としては「スポーツセンターの整備した施設の取得である」以上、処分する権利を含めて取得してきたことは明らかである。

またその経済実態に着目しても、スポーツセンターに支払った金額が、その初期投資金額(非償却資産である土地・ゴルフコース)とほぼ一致し、また覚書で全額の支払いが約束されている以上、当初から当該施設の処分する権利を含めて取得する意図は明らかであったと思われる。そうでないなら、使用・収益する権利のみの取得にしては高額取引となる。

さらに施設利用権や負担金は巨大設備の設置費用の一部をそのユーザーが、分担して支払うというものであり、負担者は多数に上るのが通常である(電力施設などがその例である)。その点、この取引は、宮崎県のみがこのゴルフコースの造成費用全額を負担する行為であり、「通常の」負担金や施設利用権とは言い難い。

よって上記のとおり、物権(所有権)の分割購入とみることができると判断した。

これに対し、企業局はこの取引を施設利用権の分割購入とみなしており、その一方、施設の分割購入でもあるとの認識があるため、これを処分する権利も含まれていると考えているようである。しかし、施設利用権自体が物権に該当しないことは判例上明らかであり、物権法定主義に反する契約を当事者間で締結しても無効となる点には、企業局は今後十分注意する必要がある。

例えば、平成17年度に一括取得したと仮定した場合、構築物(ゴルフコース造成)及び土地の取得であるため、適正な会計処理は以下のとおりとなる。(根拠金額は98頁の表による。)

(宮崎県)

構築物(ゴルフコース)の計上額	219,848千円(非償却資産)
土地相当額(平成3年に国土交通移管済)	68,671千円(寄附金等により経費処理)
合計	288,519千円

(スポーツセンター)

有形固定資産である基盤設備投資の売却額を受入 253,360千円

実際には、分割取得が行われたのであるが、この取引については、有形固定資産の共有持分売却・取得として、互いに固定資産台帳等で持分割合を明確にしておくべきであった。

以下に示す(参考)に示すように地方公営企業は、適法に複式簿記により会計を

行う必要があり、その点は十分留意すべきである。

(参考)

地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び移動をその発生の原因に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準ならびに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。そして、上記の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。(地方公営企業法第20条第2項、第3項)

地方公営企業の資産は、株式会社の会計同様に(1)固定資産、(2)流動資産、(3)繰延勘定に区分される(地方公営企業法施行令14条)

2 スポーツセンターの帳簿の管理体制について

スポーツセンターは、設立以来固定資産台帳を整備しておらず、適正な資産管理が行われていなかった。包括外部監査において固定資産の内訳が判明したが、管理体制が適切ではなかった。

またスポーツセンターが固定資産台帳を整備していなかったことを考えると、企業局は具体的に何の施設か明確な根拠のないまま、固定資産を取得してきたといえる。宮崎県においては「公有財産取扱規則」を政令として定め、公有財産の取得の手続きについて細かな規定を定めているが、これではその趣旨が生かされていない。

スポーツセンターは、宮崎県の外郭団体である公益法人であるが、共同事業としての認識が強かったせいも、スポーツセンターの適切とはいえない会計処理をそのまま認めてきたと考えられる。包括外部監査の結果、スポーツセンター側の初期投資額の中に、現存する資料では確認できない支出が7,561千円あった。これについては、平成17年に宮崎県企業局が一括取得した時点において、初期設備投資が行われた平成元年当時の見積書等を精査し、支出内容を確定する作業が必要であった。

また地方公営企業の用に供する資産のうちその種類及び金額について、政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、企業会計の予算で定めなければならない。この場合の政令で定める重要性の基準は、70,000千円であり、予算において「有形固定資産の取得として別掲して」予算の議決が必要である。しかし現実には、予算の処置として負担金266,028千円計上しているのみであり、予算において有形固定資産の取得として別掲して定められていない。

3 スポーツセンターから県への土地の無償返還について

平成3年2月26日に土地を宮崎県に無償返還しているが、この土地はわずか1

年前にスポーツセンターが宮崎県から購入したものである。平成2年2月9日に売
買した代金 159,509,458 円で宮崎県が買い戻し、当代金をもってスポーツセンター
は企業局からの借入金を早期返済の方が経済的な取引として自然であった。なお、
企業局は施設利用権としてではあるが、結果的に当該土地代金相当額をスポーツセ
ンターに支払っている。その際、消費税分 7,979 千円（土地相当簿価 159,509,166
円×5%）を支払っているが、その分だけ負担増となった。

第4章 新公益法人会計基準へ移行した財団・社団の平成18年度財務諸表について

第1 結論

新公益法人会計基準に移行した14団体の決算書を見てみると、全面的に信頼が出来る財務諸表とは言い難いものが散見された。つまり、企業会計の理論と手法及び新公益法人会計基準を十分に理解した担当者が、財務諸表を作成したとは言い難いということである。

その内容から言っても、例えば個別問題として取り上げたが、特定資産として特別の目的ある資産として計上できるのか、単なる利益留保で積み立てているだけではないのか、引当金・積立金等として負債として計上しているものに債務性があるのか、計算根拠があるのか、計算根拠が無ければ引当金として計上できないという会計的な問題に対して、問題意識そのものがあるのかという疑問を感じた。

個別会計処理をとっても、新公益法人会計基準ではありえない仕訳を行っている財団・社団もある。例えば、旧公益法人会計基準の仕訳を、新公益法人会計基準でもそのまま採用し結果として全くありえない項目が正味財産増減計算書等に計上される結果となっている。また、適正な会計ルールに基づく会計処理を理解したうえで処理したとは考えられない処理もあった。

(注) (公益法人会計基準において、「正味財産増減計算書」とは、一般企業会計における「損益計算書」にあたり、「正味財産の部」は、「純資産の部」にあたる。)

上場企業であれば有価証券報告書等を作成し、株主、債権者等への適正なディスクロージャーが求められるし、それ以外の会社においても、例えば税務申告のためであるとか、銀行に提出するためとか、目的は色々であるが適正な財務諸表の作成が要求されている。会計処理が分からない、表示方法が分からないという場合は、それを解決する手段を必ず用意しておく必要がある。財団・社団等は、国や宮崎県から補助金や委託料等を受けて事業を行っているのであるから、県民等に対して適正な財務諸表を作成してディスクロージャーする義務を負っていると考える。

今後、財団・社団についても、間違った財務諸表を外部に公表することは決して許されないと考える。外部の人間にとって、財団・社団の経営状況、財務内容を知ろうと思うときは、公表された財務諸表しか判断資料が無いのである。この財務諸表が、適正なのか、間違っているのかそれが分からなければ、財団・社団についても信頼が置けないという結論になってくる。

新公益法人会計基準という新しい基準に変更した14の財団・社団は、まだ問題意識

があるほうと考えられるのであり、旧公益法人会計基準をそのまま採用している財団・社団は今までのやり方をそのまま踏襲しているといつてよいと考えられる。

そもそも、これまでの公社等改革の結果を客観的に評価しようとするなら、まず、財務諸表の金額を基礎に行うことは当然と思われるが、各個別意見で述べているが財務諸表の金額自体が財団・社団の現状を適正に表示しているとは考えられない財務諸表も多くみられた。

今回、各財団・社団の財務諸表を検証したのは、新公益法人会計に移行した14財団・社団であり、それも、公表財務諸表から明らかにおかしいと推定される事項についてのみ各財団・社団に質問・検証を行ない、その結果を個別結果のところで述べている。この部分的な監査においてさえ、経理事務能力という点で、今後適正な財務諸表を作成できるのか、という疑問が感じられたところである。全体の財務諸表の適正性を言う場合、各年度の経理処理を細かく検証する必要があるが、今回の特定の事件としてのテーマから外れるのでこれは行っていない。その理由として、そのような監査を行った場合、膨大な時間が必要になり、とてもそのような監査時間の確保は出来ないからである。

また、新公益法人会計に移行した14財団・社団の作成した財務諸表の数字をそのまま採用して、公益法人改革の実績を検討するにはあまりに信頼性が乏しいと考えた。信頼できない数字を使用して過年度との比較を実施しても意味が無いものとなる。また、各財団・社団の経理担当者に財務諸表の修正を依頼することは、事務能力から判断して不可能と考えられた。

平成19年度には他の多数の財団・社団が新公益法人会計基準に移行すると考えられるが、今のままの意識で行くと適正な財務諸表が作成される確率はかなり低いと思われる。今後財団・社団が適正な財務諸表を作成する必要があると実感してもらうためには、まず実際に何処が間違っているのか、その結果財務諸表がどのように変わってくるのかを示す必要を感じて、修正すべき事項の検証を実施した。しかし、この作業時間が多大となり、最初から適正な財務諸表が作成されていれば出来ていたであろう作業が時間的な問題で出来なくなった。

宮崎県の公社改革、「宮崎県公社改革指針（平成16年3月）」から、「宮崎県公社改革指針（改訂版）（平成19年3月）」の見直しにおいては、各担当者のヒアリング等を基に作成されたものであり、財務諸表の客観的・適正な数字を比較・分析して行われたのではないと言う事はできる。何故なら、新公益法人会計基準に移行した財団・社団の財務諸表を閲覧した結果から推計すると、全体の財団・社団の財務諸表が適正に作成されているかという点、疑問であり、また、誤って作成された財務諸表に対し、宮崎県が是正措置を一切採っていないからである。今後、さらに公社改革を客観的に実施していくためには、まず、全財団・社団の適正な財務諸表作成に努めるべきであり、客観的結果に基づき今後の改革指針を作成しないと現実を認識しない改革指針となる可能性もある。

第2 財団法人宮崎県立芸術劇場

1 特定資産に計上されている、「運用財産預金」「修繕積立金」について

(1) 特定資産について

特定資産とは、新公益法人会計基準において貸借対照表の固定資産の部に新設されたもので、「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」と区分掲記されることになったものである。旧公益法人会計基準においては、「特定資産」に属する科目は、「その他の固定資産」の末尾に記載されていた。

公益法人会計基準注解(注3)において、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされている。

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、また、寄附者等の外部者あるいは法人自らが個別の資産の使途等に関し制約を課したものである。

法人自ら使途等に制約を課したものと、といっても、制約を課せば財団・社団が任意に無制限に特定資産に計上できるかというところではない。

「法益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の(7)において、次のように述べている。「引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。」

これは、いわゆる「内部留保」についての運用指針であり、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的としている以上、過度の利益留保を制限するための運用指針である。

特定資産については、明確な目的があり、かつ、その計上額が合理的な計算根拠に基づき計上されるべきであり、任意積立預金等を特定資産として積み立てることにより、その結果、利害関係者の判断を迷わすものであってはならない。

(2) 引当金について(債務ではない引当金・積立金等の計上について)

旧公益法人会計基準において、引当金に該当しない引当金・積立金等が負債の部に計上されることは、別段珍しい処理ではなかった。

「公益法人会計における退職給与引当金について」(公益法人委員会報告第7号：昭和61年10月27日日本公認会計士協会)では、当時引当金として計上ができなかった役員退職給与引当金について次のように解説している。

「企業会計原則上の要請は別として、商法上は計上が強制されていないため、企業会計実務においても、計上が一般化するに至っていない。かつ、公益法人会計においては、債務でない負債性引当金の計上の可否についてはつめられていない。」

つまり、特定資産と両建てで計上される債務でない引当金・積立金等の計上につき、旧公益法人会計基準下において、これを絶対に否定するには至っていなかった。事実、旧公益法人会計基準に基づく貸借対照表、正味財産増減計算書において、次のような仕訳は時々見られた。

(借方) ○○積立金繰入額 (又は○○積立金増加額) / (貸方) ○○積立金
○○積立金繰入額 (又は○○積立金増加額) が正味財産増減計算書に計上され、○○積立金が貸借対照表に計上される。

しかし、新公益法人会計基準においては、公正な企業会計原則によりその作成が義務付けられている。よって、負債の部に計上できる引当金は、厳しい引当要件を満たす必要がある。

引当金として計上できるのは、企業会計原則注解18に定められている次の要件を満たす引当金である。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」

つまり、引当金として計上するためには以下の要件を満たす必要がある。

- ① 将来の特定の支出の増加又は将来の特定の収入の減少が見込まれること。
- ② その発生が当期以前の事象に起因すること。
- ③ その発生の可能性が高いこと。
- ④ その金額を合理的に見積もることができること。

つまり、この要件を満たさないものは、引当金ではなく、利益留保性の引当金となり、貸借対照表に計上することが出来ない。

例えば、107頁以下で述べる「修繕積立金」等は貸借対照表の負債の部に計上できないので、これを取り崩して、一般正味財産の部に計上する必要がある。また、それに対応する修繕積立預金も特定資産として特定の目的をもった資産とは認められないため、利益留保性の資産となり、一般の流動資産の現金預金勘定で処理する必要がある。

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人は、平成18年4月1日以降開始する事業年度よりできるだけ速やかに新公益法人会計基準を採用して財務諸表を作成されることが要請されている。公社等改革の対象になっている財団・社团はすべてこの民

法34条法人の規定に基づき設立された公益法人である。そうであるなら、現在の企業会計原則で貸借対照表上負債の部に計上ができないことになっている引当金・積立金等を現在もまだ計上し続けている決算書を早急に改める必要がある。

そのためには、早急に新公益法人会計基準を採用し、新公益法人会計基準に基づく決算書を作成することである。ただし、新公益法人会計基準に移行した財団・社団でも、会計上の引当金以外の引当金・積立金を負債の部に計上しているケースもみられるが、一般に公正妥当と認められる決算書を作成し、財務諸表読者の判断を誤らせないことが必要である。

(3) 運用財産預金（特定資産）

平成18年度（平成19年3月31日）の貸借対照表において、一般会計に19,899千円、特別会計に40,259千円、合計60,158千円の「運用財産預金」が「特定資産」として計上されている。

一般会計の運用財産預金は、特定預金推移表108頁表(1)のとおり、平成5年度4,500千円、平成6年度5,366千円、平成7年度6,500千円合計16,366千円が積み立てられている。その後、預金利息等の雑収入を繰り入れて増減があるが、基本的にはこの3年間で積み立てた金額を維持してきたことになる。

特別会計の運用財産預金も、平成5年度以降毎事業年度に繰り入れ、取り崩しを行い、結果として平均38,000千円程度の残高を維持してきたことになる。特別会計の運用財産預金は、宮崎県からの出捐金（寄附金）を原資とする文化事業預金からの運用収入の一部を繰り入れ、一部を取り崩して事業に使い、その差額が平成18年度の残高になっている。

この運用財産預金は、設立時の宮崎県からの出捐金を原資とする文化事業預金2,000,000千円の運用益の一部を積み立てたものである。宮崎県からの出捐金を原資とし基本財産になっている文化事業預金等の運用益を、このような毎期末に平均38,000千円残高が残る内部留保的預金として積み立てるのは、公益法人本来の意義から言うとおかしいといえる。基本財産の運用益やその事業の入場料収入は、事業として使うべきであり、内部留保的預金としての特定資産として留保すべきではない。

(4) 修繕積立預金（特定資産）と修繕積立金（負債）

平成18年度から、財団法人宮崎県芸術劇場は、指定管理者制度における指定管理者として県立劇場の運営管理の委託契約を締結している。そして、「県立劇場の管理運営に関する年度協定書別表2」において、はじめて宮崎県と当財団のどちらが修繕費を負担するのかが明確に文書化された。

特定預金推移表

財団法人 宮崎県立芸術劇場
【単位:円】

表(1)【一般会計】

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①運用財産預金推移														
期首残高	0	4,500,000	9,866,000	16,366,000	16,366,000	16,534,000	16,876,000	17,217,000	17,250,940	17,766,367	15,920,497	16,473,638	16,676,887	17,480,201
基金繰入	4,500,000	5,366,000	6,500,000	0	168,000	142,000	541,000	33,940	515,427	604,130	553,141	203,249	803,314	2,419,331
基金取崩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,450,000	0	0	0	0
期末残高	4,500,000	9,866,000	16,366,000	16,366,000	16,534,000	16,676,000	17,217,000	17,250,940	17,766,367	15,920,497	16,473,638	16,676,887	17,480,201	19,899,532

②修繕積立金推移

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期首残高	0	10,000,000	15,178,000	20,499,000	25,590,000	25,985,000	22,509,000	27,309,159	23,797,422	32,804,619	25,811,506	25,816,695	25,821,872	25,827,035
基金繰入	10,000,000	5,178,000	5,321,000	5,091,000	5,110,000	79,000	9,546,159	37,263	9,007,197	6,887	5,189	5,177	5,163	28,602
基金取崩	0	0	0	0	△ 4,715,000	△ 3,555,000	△ 4,746,000	△ 3,549,000	0	△ 7,000,000	0	0	0	0
期末残高	10,000,000	15,178,000	20,499,000	25,590,000	25,985,000	22,509,000	27,309,159	23,797,422	32,804,619	25,811,506	25,816,695	25,821,872	25,827,035	25,855,637

【特別会計】

①文化事業預金

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期首残高	0	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	1,934,934,000	1,873,645,000
基金繰入	2,000,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金取崩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 85,066,000	△ 61,289,000	△ 53,918,000
期末残高	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	1,934,934,000	1,873,645,000	1,819,727,000

②文化振興預金

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期首残高	0	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000
基金繰入	17,800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金取崩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期末残高	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000	17,800,000

③舞台芸術振興預金

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金取崩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④運用財産預金推移

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期首残高	0	23,000,000	34,402,000	46,801,000	38,346,000	43,862,000	44,032,000	38,618,290	35,901,685	35,840,648	36,486,790	36,481,873	37,271,783	37,412,682
基金繰入	23,000,000	27,402,000	39,801,000	11,309,000	16,856,000	11,704,000	6,083,929	3,263,324	2,939,348	3,760,339	3,786,593	4,549,373	4,297,963	7,144,665
基金取崩	△ 16,000,000	△ 16,000,000	△ 27,402,000	△ 19,764,000	△ 11,140,000	△ 11,534,000	△ 11,507,639	△ 5,984,929	△ 3,200,385	△ 2,934,197	△ 3,751,510	△ 3,759,463	△ 4,157,064	△ 4,297,963
期末残高	23,000,000	34,402,000	46,801,000	38,346,000	43,862,000	44,032,000	38,618,290	35,901,685	35,640,648	36,486,790	36,481,873	37,271,783	37,412,682	40,259,384

修繕積立預金は、平成5年度から平成8年度までの4年間に25,590千円が積み立てられた。当初より30,000千円を目標として、歳出予算積算資料の中で、「管理運営委託費」の積算項目として、「修繕積立金繰入額」として計上されている。

これは、当初より委託料の一部を事業として使用するのではなく、特定資産として積み立てることが、予定されていたことになる。

修繕が発生したときはこの特定預金より支払が起きているが、その金額は翌期の委託料として交付されて補填されている。

まず問題となるのは、委託料の積算資料の中に、特定預金として積み立てておくべき金額が計上されていたことである。極端に言えば、予算に余裕がある場合、委託料の名目で外郭団体の財団等に特定預金として余裕資金を積み立てることが出来るということである。

つまり、このような積算資料に基づき予算措置された修繕積立預金は、新公益法人会計基準における特定の使用目的を持った特定資産ではなく、利益留保性の預金といえる。

また、固定負債の部に、特定資産の部の「修繕積立預金25,856千円」に対応する形で固定負債の部に「修繕積立金25,856千円」が計上されている。これは、修繕を行うとその金額が翌期の委託料でカバーされるため、105頁で述べた引当金に該当しない。よって「負債」として貸借対照表に計上できないため、取り崩して、一般正味財産の部に計上すべきである。

(5) 指定管理者になる以前に積み立てられた、運用財産預金と修繕積立預金

平成18年度から、財団法人宮崎県芸術劇場は、指定管理者制度における指定管理者として県立劇場の運営管理の委託契約を締結している。

指定管理者になる前の平成17年度管理等委託契約書と、指定管理者として契約した平成18年度管理等委託契約書を比較してみると、平成17年度管理等委託契約書の第15条（過払金の返還）には「乙（財団法人宮崎県立劇場）は、既に支払を受けた委託料から前条第2項の規定に委託料の確定額を超えるときは、その越える金額について甲（宮崎県）の指示に従って返還しなければならない。」という文面がある。しかし、指定管理者としての契約である平成18年度の管理等委託契約書には、この文面が無い。つまり、「剰余金返還特約」が外れていることになる。

指定管理者制度以前は、委託料を受けて事業を行った場合、その結果として剰余金が発生したら返還するのが原則であった。（この原則があるから、委託料として受けたものは全て使い切ることになり、いわゆる収支均衡の決算書が作成されることになると考えられる。）しかし、指定管理者になった以後の年度において、剰余金が発生しても返還する必要が無くなった。

すると問題となるのは、指定管理者になる以前に、委託料から特定資産として積み立

ててきた、平成18年3月31日期における運用財産預金54,893千円(一般会計17,480千円、特別会計37,413千円)、修繕積立預金25,827千円合計80,719千円の特定預金がどうなるのか、ということである。

結論から言うと、指定管理者になった時点以前の修繕積立預金及び運用財産預金残高80,719千円は、特定資産として計上されているが、委託料から残高を維持すべきものとして積み立てられたものであり、特定の目的のため、合理的計算により積み立てられたものではなく、利益留保性の預金であり、このうちの一部は宮崎県に返還すべき預金と考える。なぜなら、委託料から事業を行ない、その後に余剰金が生じたなら返還するのが原則であり、指定管理者になった時点以前の修繕積立預金残高25,827千円及び一般会計の運用財産預金残高17,480千円合計43,307千円は、まさに、委託料の余剰金の積立残高といえるからである。なお、特別会計に計上されている運用財産預金残高37,413千円は、宮崎県からの出捐金を原資とする文化事業預金の運用益の一部を繰り入れたものであり、委託料は参入されていないので返還の必要は無い。

宮崎県立芸術劇場については、今後大規模改修が予定されており、宮崎県ではこの修繕積立預金を改修費用の一部として使用できないかとの、検討もなされているとのことである。しかし、指定管理者制度以前の修繕積立預金及び一般会計の運用財産預金は、指定管理者になった事業年度において返還してもらうべきであったと考える。

今後、修繕積立預金及び一般会計の運用財産預金を、宮崎県に例えば寄附金という形で返還してもらい、その後予算措置して改めてその使用方法を議会で検討すべきである。

2 平成18年度財務諸表修正事項

- (1) 公益事業一般会計で処理されている、収益事業会計からの繰入額2,400千円の会計処理が誤りである。

収益事業からの繰入額2,400千円の処理につき、一般会計で次のような仕訳を起票している。

- ① (借方) 普通預金2,400千円 / (貸方) 他会計からの繰入額2,400千円
- ② (借方) 運用財産預金2,419千円 / (貸方) 普通預金2,419千円
- ③ (借方) 基金繰入(経常費用)2,419千円 / (貸方) 運用財産繰入額(指定正味財産)2,419千円

このうち正しい仕訳は、①と②の仕訳のみであり、③の仕訳を起票するのは誤りである。

③の仕訳を起票したことにより、費用でない2,419千円が、一般正味財産増減計算書の経常費用の部に計上されている。さらに悪いことに、収益事業会計からの繰入額を、使途制限がついた寄附金等を管理する指定正味財産の部において、当期指定正味

財産増加額に計上していることである。使途自由な一般正味財産を財源とするものを指定正味財産に計上するという、やってはいけない処理を行っている。

(2) 特定資産として計上している備品に対する減価償却の表示が誤りである。

備品に対する減価償却額 324 千円を、指定正味財産の部に「減価償却費 324 千円」として計上している。しかし、減価償却費は全額一般正味財産の部の、経常費用の減価償却費に計上すべきであり、指定正味財産の部においては、「一般正味財産への振替額 324 千円」が、計上される。一般正味財産の部においては、「什器備品受贈益 324 千円」計上される。

同額、財務諸表に対する注記 6 も、減価償却振替額が、記載洩れとなっている。

(3) 公益事業特別会計からの、繰出金 5,000 千円を受け入れた、公益事業一般会計の受け入れ処理が誤りである。

公益事業特別会計からの、繰出金 5,000 千円（経常費用）に対し、公益事業一般会計では、宮崎国際音楽祭受託事業収入（経常収益）で受けている。これは、「他会計からの繰入額」（経常収入）で受け入れるべきである。正味財産増減計算書上、「他会計からの繰出金」と対応する「他会計からの繰入額」の金額に差額が発生している。

(4) 特定資産の文化事業預金 53,918 千円と運用財産預金 4,298 千円合計 58,216 千円の取り崩し処理が誤りである。

(当財団の仕訳)

(借方) 一般正味財産への振替額 (指定正味) 58,216 千円 / (貸方) 基金取崩収入 58,216 千円

特定資産に計上されている文化事業預金 53,918 千円と運用財産預金 4,298 千円合計 58,216 千円の取り崩し額を、基金取崩収益として経常収益に計上している。しかし、この取引のうち、特定資産の文化事業預金 53,918 千円に係わる正しい仕訳は以下のとおりである。

(借方) 一般正味財産への振替額 (指定) 53,918 千円 / (貸方) 受取寄付金 (一般) 53,918 千円

指定正味財産の文化事業預金を取り崩したことにより、一般正味財産への受け入れ処理が必要となってくるが、受け入れの勘定科目は、指定正味財産で当初受け入れた勘定科目で処理する必要があるため、この仕訳が起票される。

基金取崩収入 58,216 千円のうち、「運用財産預金 4,298 千円」は、本来特定資産では

なく、全額を流動資産の部の現金預金勘定へ振替処理すべきである。その結果、「基金取崩収入 4,298 千円」は、正味財産増減計算書には計上されないことになる。

- (5) 公益事業特別会計で処理されている、特定資産に計上されている運用財産預金への繰入額 7,145 千円の処理が誤りである。

運用財産預金への繰入額 7,145 千円として、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部に「基金繰入 7,145 千円（経常費用）、指定正味財産増減の部に「運用財産運用益 7,145 千円」と計上されている。これも、貸借対照項目の流動資産「現金預金」から単なる振替処理であり、正味財産増減計算書には一切計上されない。

- (6) 積立金繰入 29 千円（経常費用）は、修繕積立金への繰入額であり、修繕積立金が負債性引当金の要件を満たさないため、この積立金繰入 29 千円は、費用性が無く正味財産増減計算書には計上できない。

3 結論

財団が特定資産として計上している「修繕積立預金」「運用財産預金」は、特定資産ではないので、流動資産の「現金預金」に計上する。また、「修繕積立金」も引当金ではないのでこれを取り崩す。

なお、「運用財産預金」のうち、特定預金推移表（108頁）から、平成5年度は宮崎県からの出捐金・委託料から積み立てたことが明らかのため、23,000 千円だけは、「特定資産」と「指定正味財産」に計上する。

財団作成財務諸表から、前述した仕訳誤り等を訂正して正しい財務諸表に修正するための仕訳のまとめは、以下のとおりである。

(単位：千円)

	借方	金額	貸方	金額
1	運用財産運用益（指定正味財産）	19	基金繰入（経常費用）	19
	運用財産繰入額（指定）	2,400	基金繰入（経常費用）	2,400
	(収益事業からの繰入額を指定正味財産で受けているが、一般正味財産で受け入れる。)			
2	減価償却費（一般正味財産）	324	減価償却費（指定正味財産）	324
	一般正味財産への振替額（指定）	324	什器備品受贈益（一般）	324
	(特定資産に計上されている備品の減価償却処理の誤り修正。)			
3	宮崎国際音楽祭受託事業収益	5,000	他会計からの繰入額	5,000

4	基金取崩収入（経常収益）	58,216	受取寄付金（一般）	53,918
			一般正味財産への振替額	4,298
（文化事業預金、運用財産預金取崩に係わる仕訳修正。）				
5	運用財産運用益	7,145	基金繰入（経常費用）	7,145
	（現金預金から運用財産預金への振替処理修正。）			
6	修繕積立金	25,856	積立金繰入（経常費用）	29
			修繕積立金取崩益（経常外収益）	25,827
（負債に計上されている修繕積立金を取り崩す。）				
7	現金預金	63,015	修繕預金（特定資産）	25,856
			運用財産預金（特定資産）	37,159
（利益留保性預金を現金預金勘定に振り替える。）				
8	期首指定正味財産（運用財産基金）	31,893	期首一般正味財産（運用財産基金）	31,893
	（指定正味財産として処理されている運用財産基金を一般正味財産として処理する。）			

正味財産増減計算書

（単位：千円）

		財団作成	修正後	差額
I	一般正味財産の部			
	1 経常増減の部			
	(1) 経常収益			
	その他の経常収益科目合計	508,595	508,595	0
	宮崎国際音楽祭受託事業収益	182,554	177,554	5,000
	基金取崩収益	58,215	0	58,215
	受取寄付金	0	53,918	△53,918
	什器備品受贈益	0	324	△324
	他会計からの繰入額	2,400	7,400	△5,000
	経常収益計	751,764	747,791	3,973
	(2) 経常費用			
	その他の経常費用科目合計	743,461	743,461	0
	減価償却費	175	499	△324
	積立金繰入	29	0	29
	基金繰入	9,563	0	9,563
	経常費用計	753,229	743,961	9,268
	当期経常増減額	△1,465	3,830	△5,295

	2	経常外増減の部				
		(1)	経常外収益			
			修繕積立金取崩益	0	25,827	△25,827
			経常外収益計			
		(2)	経常外費用			
			過年度減価償却費	1,679	1,679	0
			経常外費用計	1,679	1,679	0
			当期一般正味財産増減額	△3,144	27,978	△31,122
			一般正味財産期首残高	26,033	57,926	△31,893
			一般正味財産期末残高	22,889	85,904	△63,015
II			指定正味財産の部			
			運用財産運用益	7,164	0	7,164
			運用財産繰入額	2,400	0	2,400
			減価償却費	324	0	324
			一般正味財産への振替額	△58,216	△54,242	△3,974
			当期指定正味財産増減額	△48,976	△54,242	5,266
			指定正味財産期首残高	1,988,138	1,956,245	31,893
			指定正味財産期末残高	1,939,162	1,902,003	37,159
III			正味財産期末残高	1,962,051	1,987,907	△25,856

貸借対照表

(単位:千円)

			財団作成	修正後	差額
I	資産の部				
	1	流動資産			
		現金預金	135,461	198,476	△63,015
		その他の資産合計	3,981	3,981	0
		流動資産合計	139,442	202,457	△63,015
	2	固定資産			
	(1)	基本財産			
		基本財産預金	30,000	30,000	0
		基本財産合計	30,000	30,000	0
	(2)	特定資産			
		修繕積立預金	25,856	0	25,856
		文化事業預金	1,819,727	1,819,727	0
		文化振興預金	17,800	17,800	0

		舞台芸術振興預金	10,000	10,000	0
		運用財産預金	60,159	23,000	37,159
		備品	1,476	1,476	0
		特定資産合計	1,935,018	1,872,003	63,015
	(3)	その他固定資産			
		その他固定資産合計	1,614	1,614	0
		固定資産合計	1,966,632	1,903,617	63,015
		資産合計	2,106,074	2,106,074	0
II	負債の部				
	1	流動負債			
		流動負債科目合計	118,167	118,167	0
		流動負債合計	118,167	118,167	0
	2	固定負債			
		修繕積立金	25,856	0	25,856
		固定負債合計	25,856	0	25,856
		負債合計	144,023	118,167	25,856
III	正味財産の部				
	1	指定正味財産			
		受贈什器備品	1,476	1,476	0
		県出捐金	1,877,527	1,877,527	0
		運用財産基金	60,159	23,000	37,159
		指定正味財産合計	1,939,162	1,902,003	37,159
		(うち基本財産への充 当額)	(30,000)	(30,000)	(0)
		(うち特定資産への充 当額)	(1,909,162)	(1,872,003)	(37,159)
	2	一般正味財産	22,889	85,904	△63,015
		(うち基本財産への充 当額)			
		(うち特定資産への充 当額)			
		正味財産合計	1,962,051	1,987,907	△25,856
		負債及び正味財産合計	2,106,074	2,106,074	0

指定正味財産内訳

(単位：千円)

	期 首		期 末	
	当財団作成	修正後	当財団作成	修正後
基本財産預金	30,000	30,000	30,000	30,000
運用財産預金	54,893	23,000	60,159	23,000
文化事業預金	1,873,645	1,873,645	1,819,727	1,819,727
文化振興預金	17,800	17,800	17,800	17,800
舞台芸術振興預金	10,000	10,000	10,000	10,000
備 品	1,800	1,800	1,476	1,476
合 計	1,988,138	1,956,245	1,939,162	1,902,003

第3 財団法人宮崎県産業支援財団

I 特定資産及びそれと同額設定されている引当金計上の妥当性

財団法人宮崎県産業支援財団の貸借対照表に計上されている特定資産に対応する負債・引当金及び正味財産は以下のとおりである。

(単位：千円)

資 産	金 額	負債・正味財産	金 額	差 額
中心市街地商業 活性化基金資産	500,000	中心市街地商業 活性化基金	500,000	0
共済年金積立資 産	3,340	共済年金引当金	3,340	0
退職給付引当資 産	57,563	退職給付引当金	57,563	0
代位弁済引当資 産	98,700	代位弁済引当金	98,700	0
債務保証剰余金 資産	56,691	一般正味財産	56,691	0
県返還金支出引 当資産	40,819	一般正味財産	40,819	0
基金	799,528	指定正味財産	799,528	0
(該当なし)	0	リース設備引揚 準備金	50,307	50,307

(1) 代位弁済引当金、共済年金引当金及び代位弁済引当資産、共済年金積立金

まず「代位弁済引当金」、「共済年金引当金」が引当金の基準を満たし、負債の部に計上できるかの検証を行う。

貸借対照表上、引当金として計上できる条件とは105頁に述べてある。

旧公益法人会計基準においては、収支計算書が計算書類の中心に位置しており、「資金取引」は収支計算書に計上され、それ以外の取引はいわゆる1取引2仕訳という企業会計とは異なる公益法人独自の仕訳方式で起票を行い、貸借対照表と正味財産増減計算書を結びつけていた。この正味財産増減計算書には、いわゆる会計上の「費用」のみが計上されていたわけではなく、負債及び会計上の引当金に該当しない「積立金等(負債)」を計上するための勘定として、「〇〇積立金繰入額」等の科目が計上されていた。

旧公益法人会計基準と新公益法人会計基準の一番の違いは、新公益法人会計基準においては、企業会計の理論や手法が積極的に取り入れられたことにある。つまり、旧公益法人会計基準においては許されていたことも、新公益法人会計基準では企業会計の理論や手法が積極的に取り入れられたことにより、許されなくなったことも多く発生することになった。

旧公益法人会計基準においては必ずしも否定されてはいなかったが、新公益法人会計基準においては計上が認められない「負債に該当しない科目の負債への計上」「会計上の引当金に該当しない引当金の計上」等につき、新公益法人会計基準の立場から検討しなおす必要がある。

ア 「代位弁済引当金」・・・この引当金は、「債務保証事業特別会計」において2,450千円、「創造的中小企業創出支援事業特別会計」において、96,250千円計上されている。

「債務保証事業特別会計」

この事業は、中小企業が金融機関（宮崎銀行、宮崎太陽銀行）から高度技術産業育成資金の融資を受けた場合、中小企業の倒産等の事故に備え、当財団が当該融資額について債務保証を行う事業である。

当財団は、融資額の1/2について、「日本立地センターテクノポリス債務保証基金」から債務保証を受けているので、実際の保証額は融資額の半分になる。

実際に代位弁済が発生した場合には、宮崎県に対し費用請求を求める根拠は無い。

当財団は、実際に代位弁済が発生したなら当財団の負担となる融資額に対し、代位弁済引当金としてその1/2を計上している。この引当金の対象の貸出先をみると、1社のみであった。この会社は、平成15年10月1日に設立され、平成18年6月30日日期が設立3期目であった。1期目に、宮崎銀行からの借り入れに対し、保証を行い、平成18年6月30日日期に債務保証額4,900千円に対し、2,450千円の引当金を計上し、同額特定預金に計上している。

貸出先の決算書を開覧したが、まだ設立3期目であり、平成18年6月30日日期の設立1期目と比較して財政状態が異常な悪化を示しているわけではない。

債務保証額に対し、引当金を設定することは適正な会計処理であり、代位弁済引当金は、会計上の引当金と言える。ただ、実際に代位弁済が発生した場合に生じる金額全額を引当金に計上することは適正な会計処理とは言えない。

実際に代位弁済が発生した場合に生じる金額全額引当金を計上する理由として、当財団は、民間金融機関との違いを指摘する。つまり、公益法人として、リスクの高い案件については当財団が保証しないと民間金融機関の融資がスムーズに行かないとの理由

である。しかし、いくら公益法人だからといって、融資・保証を実施する以上、支援企業に対する審査機能がゼロであって良い事にはならない。公益法人だからといって、十分な審査機能・体制を構築すべきであることを否定するものではない。融資・保証実施事業年度に代位弁済が発生した場合に生じる金額全額を引当金に計上することは、いわば、審査機能が全く無いといている様なものである。

債務保証行為を行う場合は、無条件でこれを行うはずがなく、適正な審査を行い、実行しているはずである。ところが、引当金に関して言えば、債務保証を行った最初の期より、実際に代位弁済が発生した場合に生じる金額全額を引当金に計上している。

引当金の計上方法としては、債務保証行為の対象毎に、会社の財政状態及び経営成績を検討し個別に引当する方法と、債務保証行為対象会社が多数の場合で、個別に引当額を検討することが困難な場合に、過去の債務保証に対する毀損の実績を基に引当額を計算する方法がある。

この場合の代位弁済引当金は、対象会社が1社であり、個別引当で引当額を計算すべきである。すると、債務保証を実施した第1期において、保証金額の全額が回収不能を前提として債務保証を実施するはずが無い。そうであるなら第1期と現在の3期目を比較して、大きな変化が無い以上個別引当金計上額はゼロということになる。ただ、実際に債務保証を実施しているため、個別引当額はゼロであっても、過去の債務保証実績率で引き当てることは可能である。

「創造的中小企業創出支援事業特別会計」

代位弁済引当金を設定しているもう一つの特別会計が、「創造的中小企業創出支援事業特別会計」である。

この事業は、ベンチャーキャピタルが中小企業に対して行った投資額のうち、当財団が70%を債務保証し、さらに50%を中小企業金融公庫が再保証する事業である。この事業による新規貸し出しは、平成14年度により終了している。

平成18年度末の12社に対する投資残高275,000千円に対し、次により計算した金額を引当金及び特定資産に計上している。

$$275,000 \text{ 千円} \times 70\% \times 50\% = 96,250 \text{ 千円。}$$

しかし、「債務保証事業特別会計」で述べたとおり、実際に代位弁済が発生した場合に生じる金額全額を引当金に計上することは適正な会計処理ではない。

この事業の場合は、貸出先が12社であるため、例えば次の方法で過去の実績率を算定してみた。

(単位：千円)

		ベンチャーキャピタルへの債務保証実施額					
	債務保証額	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	合計

平成14年3月期	339,500	0	0	0			0
平成15年3月期	315,000		0	0	0		0
平成16年3月期	378,000			0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	

この表は、例えば、平成14年度期首（平成14年3月期末）債務保証残高に対し、平成14年度、平成15年度、平成16年度に実際にどれだけの債務保証を実施したかをみたものである。平成14年度期首、平成15年度期首、平成16年度期首つまり、3年間の期首債務保証額に対し、平成14年度から平成18年度までの5期間内での債務保証実施額の実績率を計算したものである。

この表をみる限り、この5年間で債務保証額に対し、実際に財団が債務保証を実施した実績はゼロである。

イ 「共済年金引当金」・・・この引当金は、「取引振興事業特別会計」において1,765千円、「設備貸与事業特別会計」において、1,576千円計上されている。

共済年金引当金は、プロパー職員に対する福利厚生目的で設定され、外部保険会社に対し積み立てている金額を引き当てているものである。金額は、保険会社から送付される各人ごとの明細書によっており、計上額は適正に処理されている。

特定預金及び引当金に計上することに問題は無い。

ウ 結論

「代位弁済引当金」は、引当金として、負債の部に計上は可能である。しかし、その計上額の算定方法として、債務保証が実際に起こった場合の全額を引き当てしていること、及びその同額を特定資産に計上していることは過大引当となる。

宮崎県より委託料・補助金を受けて、事業を行っているのに、貸し倒れの危険性を必要以上に過大評価し、その支出に備えて引当金全額を特定預金として計上することは、必要以上に資金を内部に留保していることである。そのような、余剰資金があるのなら、宮崎県よりの補助金・委託料の額を少なくすることも可能となるはずである。

今回扱っている事件は、「代位弁済引当金」の適正残高を計算しこの金額を確定することではない。財団の個別事情により検討すべきものであり、適正計上額の検討は行わ

ない。しかし、個別引当の検討及び過年度実績率の検討より、「代位弁済引当金」計上額はゼロとし、「代位弁済引当資産」98,700千円は全額内部留保性預金とみなして以後の検討を行う。

(2) その他の引当金

ア リース設備引揚準備金（固定負債）50,307千円

リース設備引揚準備金は、各都道府県の「小規模企業設備資金制度担当課長」宛に送付があった「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」（平成18年3月31日 中小企業庁経営支援部 小規模企業参事官室長補佐）により、計上が行われている。

つまり、リース設備引揚準備金は、再リース料収入額の75%を準備金に繰り入れている。「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」に基づく繰入であるため、妥当な引当額と考える。

イ 貸倒引当金（流動資産の控除科目）112,427千円

(7) 収益事業に関する貸倒引当金 17,836千円

収益事業部門に対する債権に対しては、税法基準における法定繰入率13/1,000で計上している。現在の会計理論上、税法規定の繰入率を用いて貸倒引当金を設定していれば問題が無い、ということにはなっていない。やはり、過年度の貸し倒れ発生の実績を基に実績率を算定し、引当金の計上を行う必要があるが、今回の事件のテーマとして貸し倒れ実績率の算定という細かい作業までは踏み込めないので、問題点としてだけ指摘をしておく。

(4) 公益部門の貸倒引当金 94,591千円

公益事業部門に対する債権に対しては、債権を第Ⅰ分類債権、第Ⅱ分類債権、第Ⅲ分類債権、第Ⅳ分類債権に分類し、各分類毎に繰入率を設定して、この繰入率を債権に乗じて貸倒引当金を設定している。

分類金額の妥当性は検証していないが、現在の会計理論上この考え方により貸倒引当金を設定する方法は適正な計算方法であるといえる。

(3) その他の特定資産

ア 債務保証剰余金資産

債務保証剰余金資産は、「債務保証事業特別会計」に、56,691千円計上されている。

計上の理由として、事業終了時に基金（普通預金）として計上している120,005千円を元金返済として宮崎県等の出資団体に返還することを前提とし、加えて寄附金及び出資金に対する利息相当額も返還することを予定して、代位弁済引当資産、及び債務保証剰余金資産として計上している。

計上方法としては、前年度末の債務保証剰余金資産を一旦取り崩し、当年度事業活動収支差額と前期繰越収支差額を加え、次期繰越収支差額を控除する。この金額から、3で述べた代位弁済引当資産を控除し、残りを債務保証剰余金資産として計上する。

「債務保証事業特別会計」につき、123頁表（2）基本財産・特定資産とその充当額をみれば明らかであるが、指定正味財産に計上されている寄附金及び出資金としての受け入れ額120,005千円は、基金（普通預金）として全額特定資産に計上されている。

本来、指定正味財産として受け入れた金額は、基本財産又は特定資産として保持し、その果実部分で事業を行うのが本来原則である。しかし、その果実である利息相当部分をも、返済原資として特定資産に計上するのはあまりに保守的であり、利益留保性が強すぎる。

本来、特定資産とは、特定の目的で保有する固定資産で、財団・社団が自らの責任で分別して管理運営することとした資産である。将来の特定の支出目的のためにあらかじめ必要な資産を積み立てておく場合に限定されるものであり、それ以外の目的には使用できないものである。例としては、5年ごとに記念事業を行うことが常態となっている場合に、過去の実績から記念事業の規模等を判断し、必要金額を毎事業年度に積み立てていき、記念事業が行われる年度に取り崩して使用するというものを言うのである。

つまり使用目的が明確で、その金額算定が合理的なものであることを積み立ての条件にしているものであり、事業終了後に余ったものを返還する必要があるから、期末未使用の資金を特定資産に計上するという考え方はあまりに拡大解釈といえる。

また、基本財産運用益（果実部分）は本来事業に使用すべきであり、事業終了後利息をつけて返済することを前提に特定資産に積んでおくとするなら、まず、この事業が必要か否かの検討を行うべきである。

結論としては、この債務保証剰余金資産の計上方法では、特定資産として計上する金額に合理的根拠が無い。

よって、この債務保証剰余金資産56,691千円は利益留保生預金であり特定資産に計上するのに合理的根拠が無いため、流動資産の普通預金に振り替えるべきものである。

表(2) 基本財産・特定資産とその充当額

		(単位:千円)											
	一般会計	研修及び指導事業特別会計	債務保証事業特別会計	情報化支援活動事業特別会計	創造的中小企業支援事業特別会計(非取)	創造的中小企業支援事業特別会計(収益)	戦略的都市域科学技術振興事業特別会計	取引振興事業	設備貸与事業特別会計	みやざき産業創造与設備貸与事業特別会計	中心市街地活性化事業特別会計	中心市街地活性化事業特別会計	合計
基本財産	15,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	0	0	35,000
普通預金	28												28
有価証券	14,972	318,495	179,146	300,000	99,256	37,812	61,028	22,296	20,000	2,501	500,000	0	34,972
特定資産		318,495	120,005	300,000	0		61,028		36,107			0	1,556,641
基金		317,984					61,028		0			0	799,528
有価証券													317,984
普通預金		511	120,005	300,000			61,028						481,544
代位弁済引当資産			2,450		96,250								98,700
債務保証剰余資産			56,691										56,691
繰返還金支出引当資産					3,006	37,812							40,818
共済年金積立資産								1,765	1,576				3,341
退職給付引当資産								20,531	34,531	2,501			57,563
中心市街地商業活性化基金資産											500,000		500,000
管倒引当金						△ 3,575							△ 3,575
(基本財産・特定資産合計)	15,000	318,495	179,146	300,000	99,256	37,812	61,028	22,296	56,107	2,501	500,000	0	1,591,641
引当金					0		0	22,296	36,107	2,501		0	159,604
代位弁済引当金			2,450		96,250								98,700
共済年金引当金			2,450		96,250								98,700
退職給付引当金								1,765	1,576				3,341
固定負債								20,531	34,531	2,501			57,563
中心市街地商業活性化基金											500,000		500,000
指定正味財産	15,000	318,495	120,005	300,000	0		61,028					0	819,528
寄付金	6,000	97,800	73,505				11,028		5,000				193,333
出資金	9,000	220,695	46,500	300,000			50,000		15,000				626,195
一般正味財産			56,691		3,006	34,237							108,934
(引当金・固定負債・正味財)	15,000	318,495	179,146	300,000	99,256	34,237	61,028	22,296	56,107	2,501	500,000	0	1,588,066

イ 県返還支出引当資産

県返還支出引当資産は、「創造的中小企業支援事業特別会計」に 3,006 千円、「創造的中小企業創出支援事業特別会計」に 37,812 千円計上されている。

いずれも、事業が終了したとき、国と県に対し返還することを目的に、積み立てている。しかし、「123頁表(2)基本財産・特定資産とその充当額」から明らかであるが、その積み立ての財源は、宮崎県又は国からの寄附金・出資金等の指定正味財産からではなく、当財団が自由に処分できる一般正味財産からの充当額となっている。

財団法人宮崎県産業支援財団は、運用益をこの特定資産に計上する理由として、以下の資料を提示している。

「事業団は、財団等が都道府県に対し、基金に係わる運用益、その他収入の未使用額を返還したときは、当該都道府県に対し、その未使用額を貸付時の負担割合に応じ請求できるものとする。」(「都道府県に対する新事業の開拓を支援する事業に係わる創造的中小企業創出支援事業資金貸付準則」(平成 11 年 8 月 29 日 11 中小創第 25 号) 第 25 条 6)

しかし、前頁で述べたのと同じ理由により、県返還支出引当資産合計 40,818 千円は、特定資産に計上できる合理的理由が無く、利益留保性の預金といえる。

ウ 中心市街地商業活性化基金資産(特定資産)及び中心市街地商業活性化基金(固定負債)

この事業は、中心市街地活性化法に基づき、中心市街地への商業集積を図り、魅力ある商業環境の創出、質の高い街づくりを推進するため、中心市街地活性化協議会の構成員たる商工会議所等が実施する中小商業の活性化のための事業に対し支援を行うものである。

基金・・・5 億円(宮崎県が国(中小企業総合事業団)から無利子融資を受け、宮崎県産業支援財団に基金造成のため 10 年間無利子融資をする。)

事業費・・・基金運用益+基金運用益と同額の県単補助金

基金の償還年度・・・平成 21 年度(平成 21 年 8 月 1 日に全額弁済)

この事業の実施状況を見ても。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
計上収益					

基金運用益	3,034	3,055	3,516	2,611	2,600
受取補助金	3,034	3,055	3,516	2,611	2,600
雑収入	0	0	0		
①計上収益計	6,068	6,111	7,033	5,223	5,200
経常費用					
事業費	6,061	5,835	6,910	5,200	5,085
管理費	7	275	123	23	115
②経常費用計	6,068	6,111	7,033	5,223	5,200
①—②	0	0	0	0	0

平成 14 年度に宮崎県より 5 億円を借り入れて、中心市街地商業活性化基金事業を開始している。しかし、宮崎県との金銭消費貸借契約書をみると、契約日が平成 11 年 7 月 21 日となっているので、この事業は、実際は、名前を変えて、平成 11 年度より開始となっている。

平成 14 年度からの事業実績をみると、事業費の平均が 5,818 千円となっている。

平均事業費 5,818 千円のために、中心市街地商業活性化基金資産（特定資産）として平成 11 年度より 5 億円が積み立てられている。

包括外部監査人の意見

宮崎県との金銭消費貸借契約書をみると、第 3 条（繰上償還）に次のようにある。

「前条の規定（貸付金の償還等についての規定）に係わらず、実施要領 8 の規定に基づき、甲（宮崎県）が基金規模の見直しを行った結果、適正な基金規模に圧縮することを適当と認めたときは、乙（財団法人宮崎県産業支援財団）は、甲の指示に従い、貸付金の一部を繰上げ償還しなければならない。」

中心市街地商業活性化基金事業を継続すべきか否かの議論は行わないが、もし実施するにしても、事業費の平均が 5,818 千円程度であるなら、何らかの財源は確保できるはずである。この事業を行うために、事業開始から借入金返済期日まで（平成 11 年 7 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日まで）の 10 年間、もし事業の有効性の再検討なしに 5 億円が特定預金として拘束されているのであるのなら合理性を持たないと考える。

勿論、宮崎県だけのことを考えると、この資金 5 億円は国からの無利子借入金を原資としているため、事業費の平均が 5,818 千円でもやらないよりやった方が宮崎県には役に立つはずだという考え方は当然ある。しかし、無利息借入金を原資とする特定資産からの運用益が 3 百万円程度あるため、それと同額の補助金を支給して継続的に事業を行っているが、もし、事業としての有効性が無いとするなら、この補助金約 3 百万円もまた有効性の無い補助金となってしまふ。また、無利息貸付を行ったのは国であるが、そ

の直接の管理は当財団任されている。全国的に考えてみると、このような国からの無利息貸付金は、宮崎県に限定されたものではないはずである。事業評価を每期適正に行い、返済すべきものと判断された借入金は、速やかに返済すべきであり、すると、国の収支計算ももっと適正に行われるはずである。

いずれ国に返還される資金であるため、繰上げ償還してこの5億円を宮崎県に返済しても、宮崎県は同額国に返済するだけだから、期限まで事業を行うべきであるとの考え方は当然ある。この基金の原資が国からの無利息借入れによるため、議論が複雑になっているが、後述する事業規模にそぐわない過大基本財産の額等の問題と合わせて考えてもらいたい。

この繰上げ償還金は国へ返済されるものであるが、国も財政状態が苦しいのであり、これは地方と同じである。国、県一緒になって合理的目的も無く、特定預金として資金が償還期限まで財団・社団法人等に留保されているのなら資金を有効活用すべきであるし、公社等改革を行うのであるなら、その財務内容に踏み込んで検討する必要があると考える。

また、当財団は、宮崎県等から、寄附金、補助金、委託料等を受けた場合には、特別会計を設けて事業を行い、各特別会計に余裕資金があったとしてもそれは制度上別の特別会計で使用することはできないとしている。現行の制度ではそれは領けるものである。しかし、ある特別会計で遊休財産があるのに、別の事業には使えないので別途補助金等を要求するというのであれば、余裕のある特別会計の遊休財産を宮崎県へ返還して、別の事業に対する補助金の原資に充てる等の検討を行うべきである。

例えば、「都道府県に対する新事業の開拓を支援する事業に係わる創造的中小企業創出支援事業資金貸付準則（平成11年8月29日 11中小創甲第25号）」を例にとると以下の条項がある。

第2章第4条（11）・・・財団等は、創造的中小企業創出支援事業を廃止しようとするときは、あらかじめ創造的中小企業創出支援事業整理計画承認申請書を都道府県に提出し、その承認を受けるものであること。

第2章第9条・・・都道府県は、事業年度ごとに間接投資事業及び直接投資事業の前3年間の投資実績額を当該期間の創造的中小企業創出支援事業長期計画と比較し、間接投資事業及び直接投資事業に係わる基金規模の適正化について検討のうえ、必要があるときは、財団等を指導するとともに、一部繰上償還により適正な基金規模に圧縮する等必要な措置をとるものとする。

他の財団・社団の財務諸表等を閲覧しても、必ずしもこの事業規模の事後調査が適正に行われて方とは言いがたいといえる。これが毎事業年度ごとに適正に行われていれば、特定資産や基本財産の適正額が把握でき、余裕資金の有効活用ができたのではないかと考える。

エ 特定資産及び引当金計上の妥当性の検討に対する結論

特定預金に計上されている、「代位弁済引当資産」98,700千円、「債務保証剰余金資産」56,691千円、「県返還金支出引当資産」40,818千円、合計196,209千円は合理的積立理由をもった特定資産とはみなされず、利益留保性預金であり、流動資産の現金預金196,209千円として計上すべきである。今後の宮崎県からの委託料・補助金の計算においては、この利益留保性預金を考慮して決定されるべきものとする。

代位弁済引当金98,700千円は、引当金ではあるが、その計上額については、合理性が無く、全額取り崩すべきものである。固定負債として計上するのではなく、一般正味財産として計上すべきものである。

2 平成18年度財務諸表修正事項

(1) 「中心市街地商業活性化基金事業特別会計」において、中心市街地商業活性化基金（固定負債）5億円が計上されている。しかし、これは、平成14年度の収支決算書に「県借入金収入」500,000千円が計上されており、貸借対照表上「長期借入金」として計上されるべきものである。公益法人会計においては、借入金に対する適正表示は、特に厳しく、理事会においてもその借り入れ及び返済は厳しくチェックすべきものとされている。

(2) 「戦略的地域科学技術振興事業特別会計」において、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部において、「受取出資金50,000千円」と計上されているが、これは宮崎県からの出捐金であり、「受取寄附金50,000千円」と計上すべきである。

また、財務諸表に対する注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において、当期増加額22,434千円と記載しているが、当期増加額50,000千円と当期減少額27,566千円との相殺額であり、これは相殺せずに総額で記載すべきである。

(3) 財務諸表に対する注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において、基本財産を投資有価証券35,000千円と記載しているが、投資有価証券34,972千円、普通預金28千円と記載すべきである。

(4) 指定正味財産増減計算書の「指定正味財産増減の部」に「特定資産運用益1,980

千円」及び「基本財産運用益 110 千円」が計上されているが、直接一般正味財産の部に計上すべきである。

また、一般正味財産計算書の「経常収益」の「特定資産運用益 4,455 千円」「基金運用益 2,600 千円」は、特定資産からの受取利息ではないので雑収益（受取利息）に振り替える必要がある。

- (5) 財務諸表に対する注記 3 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」において、退職給付引当資産 55,062 千円、共済年金積立資産 3,340 千円の記載が洩れている。
- (6) 財務諸表に対する注記 2 「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において、「代位弁済引当資産 98,700 千円」及び「退職給付引当資産 57,563 千円」のうち、「みやざき産業創造設備貸与事業特別会計」に計上されている 2,501 千円の計上が洩れている。
- (7) 引当金の繰入、取り崩し額の処理について

引当金と取り崩しと繰入額を両建て処理している。しかし、金額的に収益、費用が実質以上に膨らんで計上されるため、差額繰入で処理すべきである。

- ① (借方) 代位弁済引当金取崩額 98,700 千円 / (貸方) 代位弁済引当金繰入額 98,700 千円
- ② (借方) 貸倒引当金取崩額 116,002 千円 / (貸方) 貸倒引当金繰入額 116,002 千円

(8) 経常外増減の部の経常外収益に、「受取補助金 69,501 千円」が計上されている。これは、経常収益として計上すべきである。

(9) 特定資産に計上されている「基金 799,528 千円」の内訳は、有価証券 317,984 千円、普通預金 481,544 千円である。単に「基金」として計上するのではなく、その目的が分かるような名称をつけた特定資産として計上すべきである。

なお、これらの特定資産の財源は寄附金や宮崎県からの出捐金であり、特定資産として計上することには問題は無い。

(10) 修正財務諸表を作成するための仕訳

今まで述べた事項を修正し、財団作成の財務諸表を修正するための仕訳は、以下の

とおりである。

(単位：千円)

	借方	金額	貸方	金額
1	代位弁済引当金	98,700	代位弁済引当金取崩益	98,700
2	現金預金	98,700	代位弁済引当資産	98,700
3	現金預金	56,691	債務保証剰余金資産	56,691
4	現金預金	40,818	県返還支出引当資産	40,818
5	中心都市街地商業活性化基金(負債)	500,000	長期借入金	500,000
6	受取出資金(指定)	50,000	受取寄付金(指定)	50,000
7	特定資産運用益(指定)	1,908	雑収益(一般)	1,908
8	特定資産運用益(一般)	1,908	一般正味財産への振替額(指定)	1,908
9	特定資産運用益(一般)	2,547	雑収益(一般)	5147
	基金運用益(一般)	2,600		
10	基本財産運用益(指定)	110	一般正味財産への振替額(指定)	110
11	代位弁済引当金取崩額	98,700	代位弁済引当金繰入額	98,700
12	貸倒引当金取崩額	116,002	貸倒引当金繰入額	116,002
13	受取補助金(経常外収益)	69,501	受取補助金(経常収益)	69,501
14	研修・指導事業引当資産	318,495	基金(特定資産)	799,528
	債務保証引当資産	120,005		
	情報化支援活動事業引当資産	300,000		
	戦略的地域科学事業引当資産	61,028		

(11) 修正後の財務諸表

正味財産増減計算書

(単位：千円)

		財団作成	修正後	差額
I	一般正味財産の部			
	1 経常増減の部			
	(1) 経常収益			
	その他の経常収益科目合計	1,169,688	1,169,688	0
	特定資産運用益	4,455	0	4,455
	基金運用益	2,600	0	2,600
	受取補助金	540,081	609,582	△69,001
	雑収益	26,712	33,767	△7,055

		引当金取崩額	295,898	81,196	△214,702
		経常収益計	2,039,434	1,894,233	145,201
	(2)	経常費用			
		その他の経常費用科目合計	1,755,591	1,755,591	0
		引当金繰入額	223,328	8,626	214,702
		経常費用計	1,978,919	1,764,217	214,702
		当期経常増減額	60,515	130,016	△69,501
2	経常外増減の部				
	(1)	経常外収益			
		受取補助金	69,501	0	69,501
		代位弁済引当金取崩益	0	98,700	△98,700
		経常外収益計	69,501	98,700	△29,199
	(2)	経常外費用			
		その他の経常外費用科目合計	87,354	87,354	0
		経常外費用計	87,354	87,354	0
		当期一般正味財産増減額	42,662	141,362	△98,700
		一般正味財産期首残高	129,297	129,297	0
		一般正味財産期末残高	171,959	270,659	△98,700
II	指定正味財産の部				
		基本財産運用益	110	0	110
		特定資産運用益	1,908	0	1,908
		受取出資金	50,000	0	50,000
		受取寄附金	0	50,000	△50,000
		一般正味財産への振替額	99,085	97,067	2,018
		当期指定正味財産増減額	△47,067	△47,067	0
		指定正味財産期首残高	866,595	866,595	0
		指定正味財産期末残高	819,528	819,528	0
III	正味財産期末残高		991,487	1,090,187	△98,700

貸借対照表

(単位:千円)

			財団作成	修正後	差額
I	資産の部				
	1	流動資産			
		現金預金	1,823,038	2,019,247	△196,209
		その他の流動資産	1,167,724	1,167,724	0

		流動資産合計	2,990,762	3,186,971	△196,209
	2	固定資産			
	(1)	基本財産			
		基本財産合計	35,000	35,000	0
		基本財産合計	35,000	35,000	0
	(2)	特定資産			
		中心市街地商業活性化基金資 金	500,000	500,000	0
		退職給付引当資産	57,563	57,563	0
		共済年金積立資産	3,340	3,340	0
		代位弁済引当資産	98,700	0	98,700
		債務保証剰余金資産	56,691	0	56,691
		県返還金支出引当資産	40,819	0	40,819
		基金	799,528	0	799,528
		研修・指導事業引当資産	0	318,495	△318,495
		債務保証引当資産	0	120,005	△120,005
		情報化支援活動事業引当資産	0	300,000	△300,000
		戦略的地域科学事業引当資産	0	61,028	△61,028
		特定資産合計	1,556,642	1,360,432	196,210
	(3)	その他固定資産			
		その他固定資産合計	3,233,587	3,233,587	0
		固定資産合計	4,825,230	4,629,020	196,210
		資産合計	7,815,991	7,815,991	0
II	負債の部				
	1	流動負債			
		短期借入金	2,115,000	2,115,000	0
		その他流動負債科目合 計	664,126	664,126	0
		流動負債合計	2,779,126	2,779,126	0
	2	固定負債			
		その他固定負債科目合 計	279,463	279,463	0
		県借入金	2,736,533	3,236,533	△500,000
		公庫借入金	319,473	319,473	0
		リース設備引揚準備金	50,307	50,307	0

		代位弁済引当金	98,700	0	98,700
		共済年金引当金	3,340	3,340	0
		退職給付引当金	57,563	57,563	0
		中心市街地商業活性化基金	500,000	0	500,000
		固定負債合計	4,045,379	3,946,679	98,700
		負債合計	6,824,505	6,725,805	98,700
Ⅲ	正味財産の部				
	1	指定正味財産			
		指定正味財産合計	819,528	819,528	0
		(うち基本財産への充当額)	(20,000)	(20,000)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(799,528)	(799,528)	(0)
	2	一般正味財産			
		(うち基本財産への充当額)	(15,000)	(15,000)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(93,936)	(0)	(△93,936)
		正味財産合計	991,487	1,090,187	98,700
		負債及び正味財産合計	7,815,991	7,815,991	0

(10) 修正後の要約貸借対照表・・・基本財産、特定資産に対応する引当金、指定正味財産相殺後の要約貸借対照表

固定資産に計上されている基本財産や特定資産は、特定の目的のために計上されておりそれに対応するものは、指定正味財産及び引当金・借入金である。いわば、宮崎県等から寄附金等を受けてそれをどのように管理しているかの状態を示している。

そして、管理している部分を相殺消去した残りが、財団の自主財源・借入金での活動状況の結果を示している。以下の要約貸借対照表は、管理責任部分を相殺消去した残りの一般正味財産に対応する要約貸借対照表である。

(単位:千円)

資 産	金 額	負債・正味財産	金 額
現金預金	2,019,247	借入金	5,171,003
その他流動資産	1,167,724	その他流動負債	664,126
求償権	5,527	リース設備引揚準備金	50,307
間接投資預託金	275,000	その他固定負債	279,463

投資有価証券	170,000	(金銭債務)	(6,164,899)
出資金	1,730,788		
設備資金貸付金	247,542		
貸倒引当金	△9,102		
(金銭債権)	(5,606,726)		
有形固定資産	812,900		
電話加入権	932	一般正味財産	255,659
資産合計	6,420,558	負債・正味財産合計	6,420,558

金銭債務 6,164,899 千円に対し、金銭債権（総資産から固定資産を控除した金額を便宜上金銭債権という。）5,606,726 千円であり、差額が 558,173 千円あるが、勿論単純に資金不足というものではない。借入金は、短期的に早期に返済する必要の無い債務である。また、一般正味財産残高として計上されている 255,659 千円が、設立以来の収益と費用の差額累計となる。

結論として、早期に返済義務の無い借入金 52 億円を上回る金銭債権 56 億円を保有していることは、財団全体の財務内容としてはかなり余裕があることになる。

この表は、一般会計及び各特別会計の枠を取り外した合計額であり、現実的には特別会計毎に使える資金は制限を受ける。しかし、財団全体を考えるなら、127頁で述べたとおり、今後の補助金、委託料を決定するには別途考慮が必要と考える。